

平成 21 年 度 第 19 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 22 年 3 月 23 日 (水) 午後 2 時  
場 所 八王子市役所 議会棟 5 階  
第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 19 回定例会議事日程

1 日 時 平成 22 年 3 月 23 日（水）午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3・第 4 委員会室

## 3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 56 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
- 第 2 第 57 号議案 組織改正に伴う名称変更の読み替え発令の訓令について
- 第 3 第 58 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について
- 第 4 第 59 号議案 八王子市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程設定について
- 第 5 第 60 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
- 第 6 第 61 号議案 平成 22 年度統括校長を設置する学校の指定について
- 第 7 第 62 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
- 第 8 第 63 号議案 （仮称）戸吹総合スポーツ公園第 3 期工事に関する議案の調製依頼について

## 4 報告事項

- ・平成 21 年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰について（教育総務課）
- ・定期監査等において指摘された事項への措置状況について（教育総務課）
- ・「地域運営学校」発表会について（教育総務課）
- ・感染性胃腸炎の集団発生について（学事課）
- ・「高尾山学園フォーラム」の実施結果について（指導室）
- ・「平成 21 年度八王子市小中一貫教育研究発表会」の実施結果について（指導室）

- ・平成22年度教育課程の受付について (指導室)
- ・平成22年度教育センター組織について (指導室)
- ・都立図書館再活用資料の受入について (図書館)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委員 長	(1番)	小田原 榮
委員	(2番)	和田 孝
委員	(3番)	川上 剋美
委員	(4番)	水崎 知代
委員	(5番)	石川 和昭

教育委員会事務局

学校教育部長	石垣 繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井 良昌
教育総務課長	穂坂 敏明
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穴井 由美子
施設整備課長	萩生田 孝
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松 正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野 千細
指導室統括指導主事 (企画調整担当)	宇都宮 聡
指導室統括指導主事 (教育センター担当)	内野 雄史
指導室統括指導主事 (教育施策担当)	宮崎 倉太郎
指導室前任指導主事	所 夏目

生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 ( 図書館担当 )	坂倉仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 ( スポーツ施設担当 )	若林育男
学習支援課長	設楽いづみ
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 ( 図書館担当 )	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 ( こども科学館担当 )	齋藤和仁
指導室指導主事	草刈あずさ
教育総務課主査	町田和雄
教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	久保陽子
学事課主査	平塚裕之
学事課主査	山本直樹
指導室主査	古川洋一郎
指導室主査	菅原慎逸
スポーツ振興課主査	清水秀樹

事務局職員出席者

教育総務課副主査	小林なつ子
教育総務課主任	川村直

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。時間になりましたので、定例会を始めたいと思います。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成21年度第19回定例会を開会いたします。21年度最終回ということになります。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 和田 孝委員 を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程の第1、第56号議案から日程の第4、第59号議案までの4議案につきましては、相互に関連いたしますので一括議題に供します。各案につきまして、教育総務課から御説明願ひます。

穴井学校教育部主幹 それでは、第56号から第59号議案まで、一括して御説明いたします。

この件につきましては、教育委員会の事務局の組織体制ということで、前々回決定をいただいているものについて、規則上の整理を行うものです。主な変更点としましては、指導室の名称を指導課に変更すること、それから部の参事を担当部長を新たに設置することが、主なものとなっております。

以上でございます。

小田原委員長 これ一つずつやっていますか。一括ということでよろしいですか。

穴井学校教育部主幹 一括で。

小田原委員長 第56号議案から59号議案につきましては、ただいま教育総務課からの説明がありましたけれども、何か御質疑ございませんか。

56号議案から59号議案にかけて、特にございませんか。いいですか。

川上委員 参事をおいて、その上に担当部長をおくということですか。

穴井学校教育部主幹 これは生涯学習スポーツ部の方に参事がおりますので、担当部長と参事、両方規定上はおくという形になります。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

それでは、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、第56号議案から第59号議案までの4議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第56号議案から第59号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第5、第60号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、指導室から御説明願います。

宮崎指導室統括指導主事 第60号議案は、八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてでございます。

これにつきましては、小中一貫校の名称にかかわるものでございます。議案のとおり、八王子市立加住小学校、そして八王子市立加住中学校につきましては、小中一貫校の名称として八王子市立加住小中学校とする。

昨年度、みなみ野小中学校について同様のことで改正をいたしました。今年度4月から加住小中学校ということで、規則の一部を改正するというものでございます。

以上でございます。

小田原委員長 60号議案につきましては、指導室から御説明がありました。本案につきまして、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。いかがですか。

特にないようでございますが、よろしいですか。

川上委員 今、ここにあるのは去年もそうでしたけれども、ことしも同じ名前の小中学校が一つの学校になったので、これが違う学校が小中一貫校になった場合に、どういうふうに名前をつけるかというのは、今から可能性として考えておかないといけないのかなと思いました。たまたまここは同じでよかったなど。

小田原委員長 複数になったときにどうするかという問題が出てまいりますよね。ここで何か副案とか検討していることというのはあるのですか。

宮崎指導室統括指導主事　今の段階ではございません。御意見を踏まえて考えていきたい  
と思います。

小田原委員長　同じ流れを踏んで、工夫していくということになるとは思いますけれども、  
基本的な線はこうだから、こういうふうにしていますというのは、引き継いでいかな  
く  
てはいけな  
いでしょう。基本的な考え方でこういうふう  
にしているわけだから、三つある  
いは四つ  
の中で一貫校をつくっていくわけですから。

将来的には、全部の学校が小中一貫教育を行っていくわけですから、その流れの中で  
う  
いうふうな呼称にしていくかということも、やはりラインはつくっておかないといけ  
な  
いだろうというふう  
に思いますので、これはよろしくお願  
いしたいと  
思います。

ところで、みなみ野小中学校についてはどうなのですか。呼称について、何かいろいろ  
考  
えとか御意見もあ  
ったわけなの  
だけれども、その反  
応というの  
はあるの  
ですか。

宮崎指導室統括指導主事　みなみ野小中学校ですか。

小田原委員長　みなみ野小中学校は、1年間やってみてどうですか。

宮崎指導室統括指導主事　学校の方からはそれについて、少なくとも名称についての疑問  
で  
すとか課題  
ですとかとい  
ったものは、聞  
こえてきてお  
りません。むしろ、名  
前の下に小  
中  
学生が交流して、いい面が多  
く見えてきて  
いるというこ  
とでござい  
ます。

小田原委員長　それでは、お諮りいたしますけれども、第60号議案につきましては、御  
異  
議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

よって、第60号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　次に、日程第6、第61号議案　平成22年度統括校長を設置する学校の  
指  
定についてを議  
題に供しま  
す。

本案について、指導室から御説明願います。

由井学校教育部参事　平成22年度の統括校長を設置する学校の指定についてでござい  
ま  
すが、詳細は、古  
川主査から説  
明させていただきます。

古川指導室主査　平成22年度の統括校長を設置する学校の指定についてでござい  
ま  
すが、  
下の方、八王子市立学校管理運営に関する規則第6条の2及び統括校長を置くことが  
で  
きる学校の基  
準を関連資  
料として提  
示させてい  
ただいてい  
ますが、これに  
基づきま  
して、平

成 22 年度の統括校長を設置する学校を下記のとおり指定したいと考えております。

設置する学校ですけれども、八王子市立加住小学校は設置基準の第 2 の ( 2 )、みなみ野小学校が設置基準第 2 の ( 4 )、第五中学校が設置基準第 2 の ( 3 ) に基づきまして設置したいと考えております。

加住小学校とみなみ野小学校につきましては、同じく小中一貫校でございますけれども、東京都もこの議案関連資料と同様の基準を設けておりまして、管理職の特例的な配置をずる施設一体型の小中一貫校につきましては、第 2 の ( 2 ) を該当させる、それ以外の小中一貫校につきましては、第 2 の ( 4 ) を該当させるということで、東京都と同じ取り扱いをしたいと考えておりますので、この指定根拠とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。本件につきまして、御意見、御質問ございましたらどうぞ。

この説明で、加住小学校とみなみ野小学校の違いですが、( 2 ) と ( 4 ) というのですが、よろしいですか。

水崎委員 前にいただいた資料で、東京都から出ているものを持ってきているのですが、どの辺に今の ( 2 ) とするというのが書いてあるんですか。

古川指導室主査 古いものをお持ちいただいているんでしょうか。

水崎委員 東京都からきているものです。

小田原委員長 東京都の基準に則って、合わせたということだが、それが見当たらないということですね。

古川指導室主査 資料の添付が洩れていて、大変申し訳ありません。平成 22 年度で、東京都が設置基準を改正しておりますので、そちらの方に書いてございます。今、読み上げさせていただきます。第 2 の ( 2 ) のところだけ読み上げさせていただきます。

各市町村教育委員会の重点施策や、社会の動向等を背景として地域や保護者からの高い期待にこたえ得る責務を負う学校のうち、小中一貫教育を実施している学校、ただし、特区研究開発学校の指定を受けている学校及び東京都教育委員会が管理職の特例的配置を認める学校に限ると規定されております。

これに基づきまして、根拠とさせていただきます。

川上委員 22 年の何月何日ですか。今、22 年とおっしゃいましたよね。

古川指導室主査 この基準自体は平成 22 年度のもので、この基準を定めたのは、平成 2

1年11月6日でございます。

小田原委員長　　そういうことでよろしいですか。

川上委員　　それ以前に八王子は、20年にこういうふうなことを出していたということですか。

小田原委員長　　設置基準は20年12月に出していたということですね。

川上委員　　八王子は先取りして出していたということですか。

古川指導室主査　　前年も東京都、21年1月にこの基準をつくってありまして、それを11月6日に改定しております。

小田原委員長　　そういうことではなくて、21年の11月6日に第2項が新しく入ったわけですね。八王子はそれがなくても、第2項を先取りして入れていたわけでしょう。

古川指導室主査　　第2項自体は、従前からありました。

小田原委員長　　東京都もですか。

古川指導室主査　　東京都にもありました。東京都で追加されたのは、小中一貫教育管理職の特例的配置を認めた学校という文言をつけ加えたものです。

小田原委員長　　それに合致するということですね、加住小学校の場合は。

水崎委員　　今の説明でわかりました。実は私、この資料をいただいたときに、前のこういう資料を見ながらこの会に臨むのです。そこでは、今の最後の文言だけはなかったのです。それまで、特区研究開発学校の指定を受けている場合に限ると、その後が今回つけ加えたということですよ。できたらそういう資料も一緒につけていただくように、次回からお願ひしたいと思います。それは見ていないので、前の資料をもとに今回臨んでいるので、きちっとそういう資料を見せていただいて、この会に臨ませていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古川指導室主査　　かしこまりました。申しわけございませんでした。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。

和田委員　　統括校長を置く学校の指定なのですけれども、現状から言ってたくさんの学校を指定したりとか、指定できるような学校がある中でこの3校を選んでいるという状況ですか。

要するに、さまざまここに出ている、該当している基準の学校がたくさんある中で選んでいるという状況なのでしょうか。それとも、特によく頑張っているところを選んでこういう3校を指定しているという、実態としてどうなのでしょうか。

由井学校教育部参事　　たくさんある中から選んでいるとは言えないと思います。やはり、（１）番、（２）番の部分、これをどの程度まで認めていくのか。特に、（１）番がなかなか認めきれない部分が、今、出ておりますので、それぞれ全都的にどこを基準にするかというのが難しい部分があって、（１）はなかなか認められない、基準としてなかなかクリアしない、認められない部分があるのです。そういうところをどの程度入れていくのかというのを今後考えていかないといけない。（１）番です。

それから、（２）番の重点施策や社会の動向と言った場合でも、今のような、統括校長１、副校長３というそういう配置にするところしか、今のところまだ認められていないということですから、そのところも小中一貫の部分では今後考えていかなければいけないところだろうなというふうに思います。

和田委員　　やはり、八王子の市内の小中学校の中で、さまざまな課題を抱えていて、一生懸命取り組んでいらっしゃる校長先生方もいらっしゃるかというふうに思いますので、重要施策だけではなくて、そういう地道な取り組みをされている学校についての推薦などまでできるといいかなというふうに思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

小田原委員長　　東京都などは、どういう考えですか。

由井学校教育部参事　　特に、生活指導等の関係ですと、都の方もこの統括校長、昨年度どういうところが本当に生活指導として大変なのかというのは、実際に話を聞きました。やっぱりうち以上に非常に困難な学校が幾つかあるということは、都の方でも把握していて、そういうところを基準として持っていきましょうということでした。

ただ、そういう学校は統括校長を配置することによって改善されて、また、向上的に改善される、よくなっていった場合、またどうするのかというそういう問題もまた出てくるというようなところまで話は聞いておりましたけれども、都の方はそういう考えも持っているようでございます。

小田原委員長　　なるほど。どうぞ。

和田委員　　統括校長に指定されるということは、いいことだと思うのですけれども、ただ、指定されるだけでなかなかそれを支援する体制などができない中で統括校長として指定される校長も、頑張ってくれというそういうメッセージは伝わるのですけれども、何かそれを支援するような教育委員会としての対応も今後は考えていかないといけないのではないかなというふうには、いつも思っているのですけれども。一生懸命やっていただくだけに、校長先生だけの処遇等の問題ではなくて、学校体制をそれを支えていくようなメンバー構

成をしていかないと、なかなかその力も発揮できないで、指定されたはいいけれどもなかなか現状としては変わらないということになってきますし、また逆に、こういった基準も今の現状だけの基準だけで選ばれるということになってきますので、要するに改善が図られていくということを前提に考えていくとすれば、やはりそれを指定されたからには、人的な教員の異動であるとか、予算面ではなかなか難しい面もあるでしょうけれども、そういう面で支援をしていただきたいなというふうに思ってます。

由井学校教育部参事 先ほど、お話があった予算関係ですと、ここで言うと小中一貫校ですから、そういう意味では予算関係についても配慮はしていると。それから、教員の人事関係のところは、ここだけ突出してというわけにはいかないと思いますけれども、要望を伺いながら考えていくという状況です。

小田原委員長 はい、どうぞ。

水崎委員 21年度は、配置数の上限が全部で51名ということだったのですけれども、22年度は何名と出ていますか。

古川指導室主査 東京都の方で、55名としております。

小田原委員長 それは、51名プラス55名ということですか。

古川指導室主査 いえ、全部で55名です。

小田原委員長 全部で55名。プラス4名ということですか。

古川指導室主査 はい。

小田原委員長 すると、そんなに多くはないということですね。

人で選んでいるわけではなくて、学校で選んでいるわけだから、これはそう多くはならないだろうということですね。

一方で、和田委員の方からも指摘されたように、頑張ってもらわなくてはいけない学校そのものと、校長先生も含めて頑張っていたきたいというところがあるわけで、それにどう支援していくか、具体的な方策ですね。人をつけるにしても金がかかるわけだし、人をつけない場合にはではどうことができるのかといったようなこと、これは頭を使わないといけないことだというふうに思いますので、また研究していきたいと思います。

それでは、よろしいですか。第61号議案につきましては、お諮りいたしますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第61号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

小田原委員長　引き続き、第62号議案　学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。本案については、教育総務課から御説明願います。

穂坂教育総務課長　それでは、第62号議案　学校運営協議会を設置する学校の指定についてを御説明いたします。

説明につきましては、町田主査の方から説明させます。

町田教育総務課主査　第62号議案　学校運営協議会を設置する学校の指定についてでございますが、去る平成22年1月20日の教育委員会定例会におきまして、平成22年度学校運営協議会を設置する地域運営学校の実施校といたしまして、御承認いただきました8校につきまして、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として指定する議案でございます。

指定する学校は、第七小学校、館小学校、加住小学校、愛宕小学校、館中学校、加住中学校、浅川中学校、松木中学校。

指定日が、平成22年4月1日でございます。

この間に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第9項の規定に基づきまして、東京都教育委員会に協議し、異議ない旨の回答文書を2月24日に収受いたしております。本日、議案として上程する運びとなったものでございます。

なお、学校運営協議会の委員についてでございますが、本日、学校の指定を決定いただけましたら、指定学校となる学校長より規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員が推薦される予定でありますので、規則第4条第4項により、これを尊重して教育長において決定する予定でございます。追って、教育委員会において御報告いたします。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長　ただいま、教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員　指定することについては、特に異議はございません。

今度、22年度は21校になりますよね。そして、今まで事務局の方が2カ月に1回程度、学校運営協議会の方に参加されていると思うのです。22年度以降は、学校数が多いのですけども、何か方法というか、考えておられることはあるのですか。

穂坂教育総務課長　これまでできるだけ、学校運営協議会の協議会の方に私ども管理職も

参加をさせていただきました。これは引き続き、参加をしたいと思っておりますけれども、何分も学校数が大変ふえてございますので、新しくここで指定する学校、それから2年目の学校を中心にできるだけ参加をするようにしたいなというふうに思っております。

ある程度経過している学校につきましては、回数が減ってしまうかもしれませんが、今はそんな形で考えているところでございます。

小田原委員長     どうぞ。

水崎委員     学校を回るのに、自分の担当校というのがあるわけではないですよ。行く学校がそれぞれ違って来るわけですよ。そういうやり方をされていて、どの程度会議を見てこれるのか、何のために行くのかというそこら辺はどのように考えられているのですか。

穂坂教育総務課長     これまで、今、おっしゃったように担当の学校は特に決めておりませんが、学校運営協議会がどういう状況なのかということ、私どもは状況把握をしたいということで、それぞれの学校にお邪魔させていただいて、傍聴しているという状況がございます。

これは、まだ1年目の学校は特にまだ始まったばかりということで、その辺の学校運営協議会としてどういう働きをしていくのかとか、そういったことも私どもでもやっぱり確認する必要があるのかなというところではやらせていただいているわけですし、それは引き続き来年度についても行っていきたいというふうに思っております。

それから、できれば、職員の体制もございまして、この学校運営協議会に対しての担当の職員も、対応をする職員をちょっと増強したいなというふうに、今、思っております、その対応ができれば、もう少し、私ども教育委員会からもできるだけ多くの支援をしていきたいというふうには思っているところでございます。

水崎委員     学校運営協議会を回ることは、決して私は悪いこととは思っていないのです。

報告書を町田主査の方に、行かれた方は出されているのではないかと思いますけれども、その報告書の内容というのを、私、見せてもらったことはないのですけれども、どの程度の報告書になっているのですか。有効な報告書が上がってきている状況なのでしょうか。

穂坂教育総務課長     有効かどうかというのは、またなかなか難しいですけれども、一応、私ども管理職がお邪魔して、その日の状況というのでしょうか、そういったことを簡単に報告するという形になっておりますけれども、特に報告書だけでなく、学校運営協議会としてきちんと進行しているかということで、もし、何かあったときにはまたその報告書以外にも、私どもの方に口頭で連絡がいただけるようにはしておりますけれども、私ども

はその報告を受けて状況を把握しているという形にはなりませんけれども、あくまでも学校運営協議会はその進行については尊重しなければいけないというふうに思っていますから、その中にまで入って介入をするつもりはありませんけれども、ただ、全体の方向として、やっぱり教育委員会としても支援すべきことはあるだろうというふうに思いますので、大きく、例えば、その学校運営協議会の進行がずれているような状況であれば、私どもとしてもまた支援というか、そういった学校運営協議会本来の形というものを改めてお話をさせていただくような形にはなると思いますが、今のところまだ、そういう状況に至ったということはありません。

水崎委員　　そうでしたら、今、事務局の方が協議会の方へ出席して下さっているということは、設置規則の中の第14条、指導又は助言というところの運営状況の適格な把握を行うという、こういうことをやっておられると理解してもよろしいですか。

穂坂教育総務課長　　もちろん、私どもただ参加しているだけではなくて、そういうことを踏まえて参加させていただいているということですから、状況によってはそういう形にもなるかというふうに思います。ですから、今、おっしゃったようにただ参加するというだけで行っているわけではなくて、そういうことも踏まえながら参加させていただいているということになります。

小田原委員長　　よろしいですか、はいどうぞ。

川上委員　　先ほどのところから、どうもひっかかっているのですが、小中一貫校のところから名称がこうなりました。22年度から小中一貫校、加住小中学校という。それなのに、小学校と中学校に別々に学校運営協議会を置くのでしょうか。

それとまた、統括校長もやっぱり加住小学校になっているのです。これは学校がそこで始まるということ、小中学校としてなるということとの関連性が、どうもちょっと私には整理がつかないのですが、特に学校運営協議会は加住小学校も加住中学校もここに出ますので、二つ作るのでしょうかということをお伺いしたいのです。

それから、その前に規則の一部改正の中に、小学校及び中学校の名前が別々に書いてあり、小中一貫校の名前が書いてあるのです。それも何か不思議な感覚なのですが規則ですので、実際はどうなのか、学校運営協議会は二つつくって一緒にやるのか、それとも別々なのか教えていただけますか。

町田教育総務課主査　　まず、学校運営協議会は地方教育行政法第47条の5、第1項で、学校ごとに指定するとあります。この学校は、学校教育法上の学校でございます。ですの

で、加住小学校、加住中学校、それぞれを指定すると。ところが、八王子は管理運営規則で小中一貫校として加住小中学校と呼ぶというような形に今後なろうかと思うのですけれども、そのことを踏まえまして今、現校長と調整する中では合同で開催することを考えていますというお話をいただきました。本日、ここで指定を受けた後、委員が推薦される形になるのですけれども、一つの会としてやる方向で考えているという話は受けています。

川上委員　　そうですか。そうなりますと、規則的には小学校の学校運営協議会、中学校の学校運営協議会ということで、それを合同ですということですね。そうすると、委員のかたたちは、小学校の学校運営協議会委員と、それと中学校の学校運営協議会委員という名称になるのですか。

町田教育総務課主査　　委嘱状という具体的なお話になりますと、一人の方に委嘱状を渡して、その下に学校名としては二つ入ってくるという形です。

小田原委員長　　多分、こういうことでしょうか。同じ人が小学校と中学校の学校運営協議会の委員になるということですか。

川上委員　　そういう意味ですか。では、別々のものが2枚行くわけですね。

町田教育総務課主査　　表記的には、2行表記してしまおうとは思っているのですけれども、今のところは。

川上委員　　わかりました。

町田教育総務課主査　　だから、会としては同じ一つの会で、小中一貫校ですから、一緒に一つのものとして。

川上委員　　そこがちょっとわかりにくいですね。ありがとうございました。

小田原委員長　　統括校長のところも同じことですか。

町田教育総務課主査　　校長先生は小中一貫校になると恐らく一人になりますので、統括校長は小学校と中学校の校長を兼務する形ですので、学校運営協議会の方も同じことだと思います。

小田原委員長　　結局、法律がまだ追いついていないという状況なのですね。

水崎委員　　先ほどの続きになるのですけれども、事務局の方が回られるのは比較的新しく設置された学校運営協議会の方を中心にしたいというお話だったと思うのですけれども、長くやっていたらうまくいっているかということ、今やっている学校に対してのことではなくて、長くやればうまくいくのだという、そういうものでもないと思いますので、新しくできる学校運営協議会も最初からある学校運営協議会も、そこはやはり両方ともきちんと

見ていただくという姿勢だけは持っていていただきたいなと思います。

穂坂教育総務課長　　今、おっしゃっていることはごもっともな話で、長ければいいというものでないでしょうから、それはもちろんそうなのですが、ただやはりどうしても新しい学校の方が私どもとしては気がかりというか、そういったものがございまして、そのところは中心に回らせていただくのですけれども、今、おっしゃったように、その時々で長くやっている学校にもお邪魔するという姿勢は変わりませんので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　　よろしいですか。

要するに、教育委員会の責任と権限は果たさないといけないわけだから、そのもとに設置されているわけですから、どれがどうという、区別、あるいは差別ということはありません。ただその人的な部分の制限というのはあるわけだから、それをどうやって活用させていくか、非常に難しいところだと思いますけれども。ということは、教育総務課だけの範囲ではなくなっている話ですから、これは全庁挙げて取り組んでいかなくてはならないだろうということだと思います。

そのほか、いかがですか。はい、どうぞ。

和田委員　　ちょっと話が前後するのですけれども、先ほどの小中一貫校の学校運営協議会が二つあって、それが合同という形で、法律的な問題になってくるとは思うのですけれども、やはり、学校運営協議会の委員の方々には小中学校という、その一貫校であるという意識をきちんと理解していただくように、学校にもぜひお願いをしたいと思うのです。

二つ存在している学校が、小中一貫校などで合同になったときに、もうご存じだと思いますけれども、やはり中学校の実態を学校運営協議会の中で具体的に話をすると、これが小学校の学校運営協議会の委員の方たちが、ああ、こういうこともあるのか、ああいうこともあるのかということで、結局は小学校と中学校の壁があって、それではうちの子どもたちは中学には行かせられないというような、そういう話になっていく例が非常に多くて、やはり学校運営協議会の委員そのものが小中一貫校の学校運営協議会の委員であるという認識を持たないと、9年間をかけて子どもたちをどういうふうに育成していくのかという、本当に基本的なところがずれてしまうので、ぜひ早い時期に、私はやはり、ここで法律の話をして仕方がないのですが、名称も、それから人数の絞り込みもきちんとして、やはり二つの学校運営協議会が合同で会議をしているというのではなくて、やっぱり1校の学校運営協議会なのだという意識を持たせるようなそんな取り組みを、これから法律云々と

は別に進めていく必要があるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、そういう視点に立って御指導いただきたいというふうに思います。

穂坂教育総務課長　今、おっしゃっていることはごもっともな話で、今言うように法律がどうしてもついてこないという状況がございますので、私どもも法律論で初めは話をしておりましたけれども、そういった姿勢で臨んでいきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

小田原委員長　実際もう進んでいる地域を見ると、学校の名前も違うわけなのですがけれども、小中一貫校教育を進めながら、学校運営協議会も一本化する形で動いているというところもあるわけでしょう、実際には。

穂坂教育総務課長　そうです。

小田原委員長　だから、そういうもののいい例を言えば、皆さん安心してくる話だと思いますので、そういう実態がもう既にあるのだということを知らしめていただきたいというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。

では、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、第62号議案につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

よって、第62号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　次に、日程第8、第63号議案（仮称）戸吹総合スポーツ公園第3期整備工事に関する議案の調製依頼についてを、議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

遠藤スポーツ振興課長　第63号議案（仮称）戸吹総合スポーツ公園第3期整備工事に関する議案の調製依頼について、説明いたします。

説明は、清水主査からお願いします。

清水スポーツ振興課主査　それでは、第63号議案について御説明いたします。

本議案は、（仮称）戸吹総合スポーツ公園第3期整備工事の契約につきまして、八王子市長に議案の調製依頼をするものであります。

依頼する議案の内容につきましては、本工事の契約の締結につきまして、地方自治法第

96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものであり、条例によりまして予定価格2億円以上の工事契約と規定しております。

なお、本工事の予定価格は3億7,313万1,000円となり、工事期間は第2回市議会定例会を経て本契約を締結し、平成23年3月18日までを予定しております。

なお、工事内容につきましては、議案書の4.工事内容に示しました各一式となります。

詳細は、関連資料につけました図面の方を御確認いただきたいと思います。なお、戸吹総合スポーツ公園の整備計画につきましては、平成22年度が最終年度となりまして、来年春のオープンを予定しております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、お願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

川上委員 一つずつの工事の予算というのは、前にいただいているのですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうです、個々にはここに書いてございます一式の工事になりますので、今回、第3期の工事ということで、一式の工事をすべてこの金額でやるということになります。

小田原委員長 そういうことを言っているのではなくて、1期、2期がこういうふうになってこうなってきたいて、第3期は、この最後のこの部分ですよというふうにして、そのうち一式なのだけれども、これにはどのくらいの見積もりがあって、内訳はこういうふうなことで、総額がこういうふうになりますよというふうなことを言ってくると、大変ありがたいということなのです。

遠藤スポーツ振興課長 第1期は、主に造成工事をやりました。第2期が今回やっているのですけれども、テニスコートとサッカー、ラグビー場の整備を主にやりました。第3期の工事としまして、管理棟を含めて仕上げをするという形でございます。

小田原委員長 だから、それはわかるのだけれども、だからそここの積み上げを、この一式の羅列と絵1枚で言うのではなくて、もうちょっと丁寧にしてほしいということなのです。やり方としてはそうしてほしいと。だから、質問のしようがないという、そういう話なのだと思います。

水崎委員 ちょっと関係ない質問になってしまうかもしれないのですけれども、真ん中に中央駐車場と書いてあるのですけれども、この戸吹のスポーツ公園というのは、駐車場と

というのは、何台整備されるのですか。

遠藤スポーツ振興課長 160台です。

水崎委員 この中央駐車場のこの場所にですか。

遠藤スポーツ振興課長 図面で言いますと、上部にあります縦縞があったところがすべて駐車場になります。

水崎委員 わかりました。ありがとうございます。

小田原委員長 中央駐車場の矢印が違うのではないですか。

遠藤スポーツ振興課長 ここは、管理棟の横にございます駐車場でございますので、これを中央駐車場というふうにつけたものでございます。

小田原委員長 なるほど。

質問は、そうするとその中央駐車場は何台で、左の方が何台でという、そういう話になるのだろうね。ここは車3台しか置けないのではないですか、中央なんて言っても。

遠藤スポーツ振興課長 この中央の駐車場は、特に身体障害者様向けの駐車場ということで3台を用意させていただきまして、それを含めて全体で160台の駐車場ということになります。

川上委員 一般的に聞くと、中央駐車場と言った場合には、一番大きなところというふう  
に考えられますよね。

小田原委員長 だから、それこそ中央駐車場なんて言わないで、マークのついた駐車場の呼び方にした方がいいのではないですか。

遠藤スポーツ振興課長 そのように検討いたします。

小田原委員長 それで中央駐車場というのは、たくさん置けるところを、むしろ160台置けるといふところの方なのだろうな。でも中央じゃないから、どうするかな。せっかくセンターをなくしているわけだから。工夫してみてください。

23年の3月で終わって、23年4月はいよいよ出発ということですよ。ぜひ、皆でお祝  
したいですよ。よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。調製依頼について、第63号議案につきましては、御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第63号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　それでは、議案につきましては以上ということで、続いて報告事項になります。

教育総務課から、3件まず報告願います。

穂坂教育総務課長　平成21年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰についてを報告させていただきます。報告につきましては、後藤主査の方から願います。

後藤教育総務課主査　それでは、平成21年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰について、御説明させていただきます。

これは2月24日開催の第18回定例会におきまして、教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰の被表彰者の決定をしていただいたところですが、それ以降、教育長の決裁において8名1団体について、追加の表彰をすることを決定しましたので、ここで平成21年度被表彰全体を取りまとめたものを御報告させていただきます。

それでは資料の方をごらんいただきたいと思います。まず、配付してございますA4の横型のものがございまして、こちらが被表彰者の一覧でございます。こちら全体で119名22団体の教育委員会表彰の被表彰者を21年度は決定したものでございます。

前回の定例会後追加決定した方につきましては、各表の一番右の備考欄にその旨を記載してございます。

それでは、お配りしたA4縦の資料に沿いまして、御説明の方をさせていただきますので、ごらんください。

まず1ページ目ですけれども、こちらは21年度の表彰者全体を取りまとめたものでございます。2ページ、3ページ目は20年度と今年度の表彰対象者の比較でございます。

では、1枚目をごらんいただきたいと思います。こちらまず、表彰規程の第3条第2号に該当いたします、特に他の模範となるに足る行為があったものということで、伝統文化の継承活動やボランティア活動に取り組まれた1名、1団体を表彰することといたしました。

次に、第3条第3号でございます。こちらは教育委員会が表彰することが適当であると認める成績又は行為があった者ということで、体育関係につきましては、東京都大会において3位までに入賞した方、また、全国大会、関東大会へ本市又は都代表として出場した個人又は団体ということで、体育関係29名、8団体、合計で37件の方を表彰することといたしました。

また、文化関係では都レベル以上のコンクールや、関東、全国大会のコンクール等で、上位入賞をするなど優秀な成績を残された方など個人5名、団体6名、計11件の方を表彰しております。こちらにつきましては、3月15日に21名、5団体の方をお招きしまして、表彰式典を行っております。

続きまして一般表彰についてでございます。こちらは第4条第2項に該当いたします社会教育社会体育その他の文化活動において特に優秀な成績をあげた者ということで、全国大会において3位までに入賞した方など、9名、1団体を表彰することといたしております。

次に第3条第3号に該当ということで、その他教育委員会が表彰することが適当であると認める業績又は行為があった者ということで、各種のボランティアの方、各種学習支援などのボランティアの方19名、2団体、また学校安全ボランティアの方56名、4団体、計81件の方を表彰することといたしております。こちらにつきましては3月25日に表彰式典を行う予定でございます。

最後にこちらの資料2は載せてございませんけれども、義務教育9年間の皆出席表彰につきまして、3月19日の卒業式をもちまして今年度については11名の方が表彰対象者となっております。こちらにつきましては、教育長決裁をもちまして被表彰者の決定を受けまして、3月30日に表彰式典を開催していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課から、まず1件目、平成21年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰についてですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 内容については特にないのですけれども、今度、基準が変わりますよね。今は、経過措置という形で今までのも生かしていると思うのですけれども、4月から新しい基準でやっていくと思うので、現場のほうに徹底だけはしっかりしておいていただきたいなと思います。

後藤教育総務課主査 基準は変更いたしまして、今年度は経過措置という形で今までの基準に該当する方も推薦の対象になっていきますけれども、今後は新たな基準に切りかわりますのでその辺は周知の方は、図っていききたいと思います。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

これはもう既に表彰されたということですか。何か、その反応ありましたか。特にありませんか。

穂坂教育総務課長　　ちょうどテレメディアで取り上げていただいたのですけれども、その後の児童・生徒へのインタビューがあったのですが、非常に喜んで、子どもたちの明るい笑顔がすごくこぼれていたというようなことを見まして、表彰してよかったなというふうに思いました。本当に、記念品もわずかなものなのですが、こういうことで喜んでいただけるのかなということで、非常に私も感動いたしましたので、御報告いたします。

小田原委員長　　やっぱり、子どもたちの笑顔は救いでもあります。

では、よろしいですか。

引き続き、定期監査等において指摘された事項への措置状況についてをよろしく願いします。

穂坂教育総務課長　　それでは、定期監査等において指摘された事項への措置状況についてを御説明いたします。配付しました資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、指摘事項への個々の措置状況についてということで、まず学校教育部が対象になっております平成20年度包括外部監査、それから平成19年度定期監査。それから、生涯学習スポーツ部が対象となっております平成21年度行政監査、19年、20年それぞれの行政監査、それから平成17年度の包括外部監査のものでございまして、それぞれ監査ごとに別紙がございますので、ちょっとごらんいただければというふうに思います。

それぞれ取組方針について、以前に定例会においても対応を報告してございますけれども、措置日それから報告日の欄に2段書で入っているものが、報告どおりに措置を講じて、監査委員への報告を済ませたものでございます。

このうち、平成20年度の行政監査と、平成19年度定期監査においては、指摘のありました事項につきましてはこれですべて対応をし終えたということになります。

それから、監査委員への報告でございますけれども、今、措置日、報告日の日にちが入っているものが下段の報告日に監査員への報告を済ませているということでございます。

一覧の中で措置日、報告日の日にちがないものは、今後、措置を講じましたらば順に監査員に報告をし、今回と同様に取りまとめて定例会で報告をさせていただきたいと考えております。

それから、資料の1ページ、平成20年度包括外部監査の番号の6番の学校選択制についての包括外部監査人からの提案につきましては、この部分、空欄になってございます。これは、措置を講じないものとしたいということで、学事課の方から説明をさせていただ

きますので、よろしく願いをいたします。

平塚学事課主査 学校選択制の監査委員からの意見という部類になりますが、監査人からの意見については、学校選択制、選択者数が増加する方向性の中で、仮にあまりにも制度趣旨からかけ離れた理由により、当該学校選択制を活用している実態が把握されれば、そのような理由による学校の選択について一定の規制を行うことが考えられる。

学校選択制の趣旨とかい離する理由に対しては、一定の規制を準備するなど、効果的な検証・評価等がなされることを期待するという御意見をいただいたところです。

具体的に申し上げますと、措置として一定の規制を行うのか行わないのかというような内容になっているところなのですけれども、こちらの担当所管としては、学校選択制については、制度の趣旨からかんがみて、保護者や児童、生徒が学校を選択する理由に対して一定の規制を行うことは困難であるというふうに考えているところですので、一定の規制については今後も行わないという結論に至りました。

ということで、措置という部分では措置をしないということに決定したいと考えております。

説明は以上です。

小田原委員長 以上で説明は終わりですか。

教育総務課と学事課からの報告ということですが、すべて全部含めて御質問、御意見ありましたらどうぞ。

水崎委員 今、学校選択制の話があったと思うのですけれども、昨年10月に教育委員会で検証というような報告を聞いています。もちろんここでやるということでもないので、その際に、検証結果を何らかの形、工夫をしながら公表をしますという御返事をもらっていたと思うのですけれども、その話というのはもうなくなっているのでしょうか。

平塚学事課主査 公表が、おこなわれていることは申しわけないと思っています。

この前の定例会で一定の報告をさせていただいた部分については、かなりボリュームも大きいし、また、一般市民にはかなり要約をしないとなかなか伝わらないという部分があるので、引き続き検証、公表、報告の方法につきましては、まだ学事課の方で最終的なものをつくっていないという状況です。来年度に入りましたら、公表していきたいというふうに考えております。

水崎委員 確かにいろいろ事情はあると思いますし、公表の仕方もかなり工夫しないとい



いけないはずなのだから、こんなことを指摘することの方がおかしいわけです。これを回答する必要もないのだけれども、ありませんでいいのです。かつ、文科省の初等・中等教育局長名の通達が何回も出ている、2度だか3度出ているわけですから、あれをつけてやればいいのではないですか。

そのほかいかがですか。

水崎委員 私のお聞きしたいことが途中になったのですけれども、今後まだ予定は未定ということなのですね、検証結果をこの前見せてもらいましたが、それをどうまとめて出すとか、そういうことは、まだ今検討中というお答えでよろしいですか。

平塚学事課主査 学校により制度をよくするという方向性の中では、学校に改めて申し上げたいということも教育委員会としては考えているものもございます。

また、市民については新入学者の方に関しては、毎年案内は出しているところなのですが、これは毎年度毎年度工夫というところの中で、昨年のある一定の検証報告をした内容を一部盛り込みまして、この4月末ぐらいに、今度は23年度の進入学の家庭に案内を出す部分がありますが、そういった部分については学校選択した後も学校の協力とか、参画が必要ですよとか、そういうような幾つかお願いみたいなことを盛り込んで対応しております。

市民に対して、学校選択制の趣旨をさらに周知していく部分と、学校長に御理解していただく部分と分けた中で対応をしていくように考えております。

小田原委員長 今回のこの報告と外れた話になるので、監査結果に戻したいのですけれども。

水崎委員 ほかの内容について続きを言わせてもらいます。

2ページの8番、特色ある学校づくりのアンケートを実施したというところで措置予定時期の学校ごとに実施しているが、現在学校ホームページを全項リニューアル中、3月未完了、あとわずか3月終わるのですけれども、これはもうほぼ完了の目処は立ってまうでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 ほぼ90%達成しております。

水崎委員 あと10%はまだやれていない学校もあるということですか。

宇都宮指導室統括指導主事 更新はしていませんが、もうデータはでき上がっておりますので、あと載せるだけにはなっております。

水崎委員 それはほぼ内容的には完了という把握でよろしいのでしょうか。

小田原委員長 これは、この時点で言えば、一層充実させていくという改善策の一層充実

させていくのにどういうことを考えているかというのが欲しいのだよね、実際は。まだそこまで考えていないでしょう。考えていますか。

宇都宮指導室統括指導主事 ホームページの今までのシステムが、ホームページビルダーというソフトを使っていましたけれども、それをコンテンツマネジメントシステムという、単発的な、ブログ的にコントロールできるようなソフトにかえました。その中で、特色ある学校の部分での学校評価の部分ですとか、学校運営協議会をやっている学校をその掲示ですとか、そういったものを必ず入れるようにすることを指示を出してあって、その中で今回のスクールアシスタントの配置事業を通して、各学校のホームページの方をコントロールしているという、そういう状況でございます。

以上です。

小田原委員長 それで、この提案は公表しているわけなのだけれども、公表するのをホームページ等を使えというふうに言っているわけで、それに対してホームページは今、新しいソフトを使って充実させるということなのだけれども、公表させる意味、指摘事項に対して一層充実させると言ったら、そういう発表、公表の仕方を充実させるということではなくて、公表することによって何を充実させていくかというところが出てこない、あんまり意味がないのではないですか。

宇都宮指導室統括指導主事 それは、取組方針に改善策の中身のことをおっしゃっているのですね。

小田原委員長 公表することの計画的な事業実施に寄与するものと考えられるというわけです。事業実施に寄与するということは、公表することの充実を求めているのではなくて実施することの意味、公表を充実させる、こういうふうにすることによって、公表すれば実施に寄与するという、そこら辺の充実さかげんが言えるか言えないかということなのだけれど、私が言っているのは。

宇都宮指導室統括指導主事 それに関しては、ホームページの中で充実させることによって、今まで公表していない学校の方が多かったわけなのです。それを公表している学校が多くて、保護者が共通認識を持てることによって、次の事業実施に寄与するというとらえ方をしましたので、ここではホームページの内容を充実していくという形でとらえさせていただきます。

これは実は、下の方にあります学校評価の方との関連もありまして、学校評価の実施指針の中でも、学校だより及びホームページで公表するという形にしておりますので、ここ

ではホームページのことしか書いていないのですけれども、その下の方の学校評価を見てみると、特色ある学校づくり等の評価に対しても、事業実施、それから評価に関してもホームページ及び学校だよりで保護者の方に知らせていっているというふうな形になっております。

小田原委員長 そのほかいかがですか。どうぞ。

水崎委員 3ページの16、17のところで教育支援人材バンクのことが書いてあると思うのですけれども、去年7月8日の定例会で見せていただいたときには、20年度検討、21年度実施予定となっていたのですけれども、それが22年度実施予定ということで延びたと思うのですけれども、これは何か延びた理由というのはあったのでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 すみません、これは22年度ではなくて、21年度の間違いだと思います。本年度各学校からアンケート調査をしておりますので、これは実施ということで、22年度実施予定ではなくて21年度実施だと思います。

小田原委員長 これは何。22年度を21年度に変更するということですか。

宇都宮指導室統括指導主事 報告を各学校から出させるというのを今年度実施しておりますので、その下の17番のところ、平成22年度実施と書いてあるところも、これ21年度の間違いです。すみません。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

宇都宮指導室統括指導主事 12番のところの、そこも平成22年度実施と書いてありますが、これも21年度、今年度実施しておりますので、21年度に訂正をお願いいたします。

小田原委員長 そうすると、16番もそうですか。

内野指導室統括指導主事 17番も。

小田原委員長 12、16、17番実施が21年度ということによろしいですか。そのほか。

水崎委員 7ページの44番、理科支援員等配置についてということなのですが、これは平成21年度実施となっているのです。これはまだ報告日というのは、これからということなのですか。

宇都宮指導室統括指導主事 そのとおりです。

水崎委員 8ページなのなのですが、45番、これは学校給食費の未納状況のことなのですが、これは措置予定時期は検討中となっていますが、実は去年7月のときは2

1年度中ということだったと思うのです、予定では。

そして47番、これ保護者負担金の管理状況なのですけれども、平成22年9月、これが措置予定時期となっていますが、これも去年7月に見せてもらったときは、21年9月1日ということになっていたのです。もちろん予定なので変更するという事は、あり得る話なのですけれども、これは何か理由があって延びてきている、何か困難な状況とかあるのでしょうか。

小田原委員長 45番と47番はちょっと違うのだけれども、何かありますか。45番は、子ども手当との関連もあるのではないですか。そこまでは、考えていなかったですか。47番は教育総務課。はい、穴井主幹どうぞ。

穴井学校教育部長 保護者負担金については、現在21年9月予定だったものですが、実際には実態把握に少し時間を要してしまして、延長したものです。

石垣学校教育部長 45番の給食費のところなのですけれども、これは負担金とかそういうことでなくて、給食費に特化した話なのですけれども、各学校の未納状況は調べてそれでマニュアルに従ってやるようにというようなことで、今、やっているところです。

ただ、それをどうするかという話については、まだ今結論が出ておりませんので、今後またその措置をどういうふうにするかということについては検討していかなくては行かないかと思っていますところです。端的にそれについてはなしにするとか、そういうことは今のところ考えておりませんので、もう少し、徴収に努力をしていきたいということで、まだ結論を出しておりません。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

水崎委員 9ページの55番、パワーアップ研修の学校別参加状況ということなのだけれども、これはもう措置も終わって、報告も終わっているのですけれども、改善に向けての取組方針又は改善策のところ、パワーアップ研修の参加状況は、はちおうじの教育統計や市の決算資料等に掲載し公表したとなっていて、確かに教育統計のホームページにも参加状況というのは載っているのですけれども、実はそのパワーアップ研修の内容というのは、載せるというのは考えていないのかなと思うのですけれども、単なる参加した数だけを載せるので終わるのか、それとも、こういうことをやっているのですよということここには提案内容のところモチベーションを高めるためにもと書いてあると思うのですけれども、学校でこういう内容のパワーアップ研修をやっていますよという内容についてもホームページとかで出すということはやっていいのか、いけないのか、どういうものなの

でしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事　これに関しましては、次年度から研修案内という冊子を全教員に配付する形を通して、どの研修がいつ、要するに、校長研修から始まって教育センターがやっている研修をすべて網羅したものを、1冊の冊子にして、全教員に配るという方法でその教員や学校のモチベーションを高めるというやり方をやっております。

ただ、パワーアップ研修については、今後、課題かなというふうに思っておりますけれども、一応知らせることにはなっておりますので、パワーアップはまたそれとは別の動きをしていますので、その中でパワーアップ研修だけのものを冊子としてまとめて配るという方法はしています。募集案内の中で。

水崎委員　私が今、言いたいのは、例えば、市民に公開を、公表をするなんてことは考えていないのですかという意味なのですけれども。ホームページを使って、参加状況の数だけでなく、こういう内容のパワーアップ研修をやっていますという、その内容を一般市民にも公表するということはできるのでしょうかということです。

この定例会でも内容の報告とかは出てくると思うのです。かなりおもしろいなという、興味深いなという内容などもやってくださったりして、市民にもそういうのを見せても、学校の取り組みを知らせてもよろしいのかなと思ったのですが、ただ、どういう決まりになっているのかはわからないので、ちょっと教えてほしかったのですけれども。

内野指導室統括指導主事　今のお話でございますけれども、本年度はその数字だとか、そういったところにとどまってしまうましたが、市民の方にわかりやすいように、そのままではなくて、わかりやすいように内容もくくってお示しできるようにしてまいりたいと思います。

小田原委員長　それはやるのですか。やってまいりますと言ったけれども、市民に。56万市民に。

由井学校教育部参事　パワーアップ研修の資料がありますから、それを公表するというのは全然手間がかからずにできるものですから、どういう研修をやっているかということをお知らせするというのはいいことだと思いますので、それはやりたいと思います。

ただ、市民向けにこういう研修が実施されていますと、市民向けにやるのであれば、直すのであれば、研修の中身のより一層の充実だとか研修のアンケートの集計だとか、そちらの方に向けた方が、私はいいのではないかと思いますので、その市民向けにどうするかということについては検討させてもらおうというふうに思います。

石垣学校教育部長 掲載することについては、内容までやればいい部分もあるのでしょうか。けれども、例えば、教育統計に載せるという部分については、教育統計のボリュームもありますから、教育統計はちょっと無理なのかなと思っているのです。

ホームページ自身もかなりボリュームはありますから、そちらの方が可能かなとは思っていますけれども、実際に教育委員会に与えられた一つのボリュームというものもありますから、ほかのことも含めてこの中で監査の中で、そういうものを利用して一般市民にという話がありますから、今、室長の方から話がありましたけれども、違う形で取り寄せられるとか、そういうような案内方法もあると思うので、そういう形を変えていくということも考えながら、市民がそういう情報をどういうふうにして得られるかということをそういう提案はしていきたい、そういう形で見えるようにしていくという方法も一つ考えていきたいなと思っています。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

和田委員 このものではないのですけれども、この回答期限というはあるのですか。というのは、先ほどのように、6番のように措置を講じないという考え方で進めているものもあれば、未定という形で記入されているものもあって、結局、これは難しい、できませんよということをはっきり申し上げるのであれば、その回答期限というのはいつになるのですか。その回答期限を目途に回答していくものではないのかというふうに思っているのですが。未定と講じないというところの違いなども、そこで出てくるのではないかと思いますけれども。

久保教育総務課主任 特に回答期限というのはなくて、措置が講じられたときに答えればいいものなのですけれども、学事課の事例のような措置を講じないというようなことを決めたときには、そのときにまた出せばいいということなので、今回ここで御承認いただければ今後決裁をとって出すというような形になります。

穂坂教育総務課長 基本的には、できるだけ早く措置をするというのが基本なのです。ただ、その回答期限というのは、今申し上げたとおり、特にしばられたものではないということでございます。

和田委員 そうするとこの欄の未定というものについても、今の現時点で未定ということを確認しているというか、認めていくということになるのですか。この委員会の中で報告された内容について。先ほどの講じているというところが、ここで認められればというお話がありました。そうすると、それによって回答がなくなるわけですよね、やらないとい

うことになるわけですね。

久保教育総務課主任 未定という部分については、未定ということをご承認いただいているという認識ではなくて、まだ時期が決まらないということですので、時期が決まって措置が講じられたらまたこの方向性というか、改善策の部分を見ていただいて、その方向でよいということをご承認いただいているというふうな認識ですので、時期が来ましたらその報告は監査委員の方にもしますし、措置を講じたことを報告し終わりましたら、またこの一覧でこちらに出させていただきます。

和田委員 なるほど。生涯学習スポーツ部関係のところの問題、経費等の問題も出てきていて、検討するという方向で進めているということなのですか。それはそういうことで、今の時点では未定という、措置予定が立たないという、そういう意味で理解すればいいですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 今、御指摘の運動施設の方の幾つか指摘事項がありまして、その中には未定というのが相当入っているのですが、今、和田委員のおっしゃったように、実はこれは人の問題。例えば、職員の増減の話とか、それから将来的に言うと、この監査のときには実は指定管理者とかそういったことも入っておりまして、それで指定管理者というのは、今、都市計画公園の枠の中で全部やっております、それは公園課との調整などそういったものを含んだ中で、長期にわたるといふ中では未定というふうに書いておりますが、今いずれにしてもそういうことについてもまだ詰めている段階でございます、将来的にこれはやらないということではなくて、事務局の方から説明があったように、未定というのは、いずれ決着がつくというふうに私ども考えておりますので、やらないという解釈ではなくて、未定という書き方がまずかったと思っております、例えば、指定管理者制度が導入時とか、そういう書き方であればよかったのかもしれませんが、今言ったそういったことの方針すらまだ市の上層部の方で出ておりませんので、私どもこれから検討した中では、公園課と検討した中で提案して、それでこういう制度をします、それについては何年度に実施しますという形になるかと思っております。

和田委員 わかりました。

小田原委員長 未定で提出すれば、監査事務局、監査委員というよりは、監査事務局の方からあれはどうなったという問い合わせは、当然、来るわけでしょう。そのときにやったか、やらないかということをお答えできないといけないわけなのでしょう。そのまま未定でいいですよと放ったらかしにされるわけではないですね。それで未定のままここで認

めてもよろしいのですかというのが、和田委員の質問だから、そのようにお答えをしていたきたかったと思うのです。

そのほかいかがですか。

水崎委員　ちょっと時間とって申しわけないかもしれないのですけれども、ここの内容は違うのですけれども、たまたま、生涯学習スポーツ部のところのAEDというのが出てきて、これについては措置も報告も終わっているのですけれども、今、学校に、全小中学校にAEDは設置されていますよね。それは校舎の中に設置されていると思うのです。

例えば、施設開放で、夜間とか休日とか、校舎が閉まっているときにそれが必要になったという場合は、そのAEDというのは使えないということなのですよね。

小田原委員長　置いてある場所にもよるのではないですか。玄関とかに置いてあるというのが多いのではないですか。保健室の中に置いてあるなど。

石垣学校教育部長　AEDは全学校に配置してあります。それで、施設開放員というのですか、管理員がいれば、恐らく使えるのだらうと思いますし、それから各学校AEDのある場所については、玄関とかそういうところにAEDありますと。さらにどこにあるかということの場所まで明記、あるいは地図などを書いて表記してありますから、必要とあらばガラスを破ってでも私は出していいと思っていますから。さっき言った管理員がいるところは、完全に開いていますから校舎の中に入れます。入れないところについては、私は破ってもいいですし、そこら辺のところをどう周知していくかという方法はあるかもしれませんが、活用すべきだということであれば、それは何らかの形で入って、それを利用するという事はできると思います。

水崎委員　ちょっと私も急に疑問に思ったもので、特に自分の意見というものはまだよく固まっていないのですけれども、もし体育館とか使っている人たちに今後必要な場合だった、中には出てくるのかなと思ったときに、そこら辺も考えておかないとまずいのかなと思ったりもしたのですけれども。

小田原委員長　これは使うように置いてあるわけだから、使ってくださいという話で、使ってもいいですよという形で開放しているのではないですか。

石垣学校教育部長　置いてある場所が用務員室とか、職員室とか。

小田原委員長　要するに、使える場所、一番使いやすい場所に置いてあるはずなのです。それでなくては意味がないのだから。

石垣学校教育部長　最初はAEDありますということで書いてあったのですけれども、そ

れでは意味がないということで、私が校長会の中で、きちっと地図を書けと、あるいはある場所をそこに一緒に表示しろということで、指摘してあるのです。ですから、ある場所はどこの学校でもわかるようになってきていると思います。

ですから、あとは開放時、要するに学校がやっているときであれば構いませんけれども、実際に役立てられて一命を取りとめたケースが、もう2、3例もありますから。

例えば、体育館、校庭、校舎の中に実際にあるという部分については、55校は施設開放員、管理員がいるのです。大丈夫なのですけれども、あとの52校をどうするかというお話だと思うので、そこら辺のところはどういう形で、今、お話いただきましたから、戸が開けられないでしょう、かぎが開けられないでしょうという話ですから、それはガラスを破ってでも使えるという状態にしておくか、何らかの形で周知する、その方法をこれから講じていかないといけないかなと思っています。

水崎委員 今、ここでではなくてよいのですが、考えておく必要もあるのかなと思ったもので、ちょっとそれだけ意見したかっただけなのです。

石垣学校教育部長 貴重な御意見ですから、また、学校長と相談をします。

小田原委員長 使える人間をふやすことが必要なだけけれど、気になるのは高尾山学園、こんなことを言われていいのかなというのがあるのだけれども、これはしょうがないのですか。そんなことを言われなくてもしていますと言えないのかな。

例えば、出席率の向上について、改めて重点指標の中に位置づけることとしたと言うけれど、改めて重点指標として基本施策の中に位置づけることにしたという言い方はおかしいのではないですか。今までなかったわけではないのでしょうか、改めてというふうになっているわけだから。

海野学校教育部主幹 このときに、たまたまチャレンジ7という7割というのをいろいろな形で目標にしていたものの中に、出席率のことが入っていなかったということがあって、それは大前提としてそういう出席率を向上させたいという説明をしたのですけれども、文言としてこういう形で整理させてもらったということです。

小田原委員長 言われなくてもいいようなことを言われているので、非常に気になりますね。

それから、この次のところもそうなのだけれども、しょうがないのかな。

全体を通して、ほかにいかがですか。

それでは、よろしいですか。これを報告ということでまとめたもの、修正等も1点だけ

6番があるのかな、そこら辺と工夫していただいて、監査委員へ報告するというところでよろしゅうございますか。

では、よろしく願いいたします。

それでは続けて、もう一件教育総務課から、地域運営学校発表会についてをお願いいたします。

穂坂教育総務課長 先に行われました地域運営学校の発表会についての結果の報告をさせていただきます。報告につきましては、町田主査の方から報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

町田教育総務課主査 「地域運営学校」発表会について、御報告いたします。お配りしてあります資料をごらん願います。

去る平成22年2月20日の土曜日、午後1時半から教育センターにおきまして、地域運営学校の発表会を開催しております。

目的といたしましては、学校運営協議会を設置する地域運営学校として学校運営協議会の活動が一定程度形づくられてくる指定後2年目を終えようとする時期に、昨年度と同様の発表会を行い、学校運営協議会の更なる発展に資するため、また地域運営学校を市民に知ってもらうため、開催しております。

平成20年度に指定いたしました陶谿小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校、4校の学校運営協議会の2年間の活動状況について、各学校運営協議会より教育関係者及び市民に対して発表を行った上で、国立教育政策研究所教育政策・評価研究部、屋敷和佳総括研究官に講評していただく形式で開催しております。

講演会の開催情報といたしましては、小中校長連絡会に情報提供いたしまして、各学校を通じまして、学校運営協議会委員、地域保護者に周知いたしました。また、小中学校PTA連合会にも案内しております。

過去の発表内容といたしましては、学校評価、学校運営協議会の活動状況、今後への課題でございました。また発表時間につきましては20分程度ということで依頼をし、確認もいたしましたが、超過する状況がございました。

来場者は、約120名で、受付者数は110名でございました。

アンケート調査を行いまして、回答数は57名で、受付数110名に対して約5割でございました。

まず地域運営学校の講演会に参加しての感想でございますが、「良かった」が31名で

54%、「まあまあ良かった」が19名で33%であります。また、「あまり良くなかった」「良くなかった」ともに2名で、理由は発表時間が長いという状況でございました。「どちらともいえない」はなく、不明が3名おりました。

次、地域運営学校に関する意見でございますが、別紙1のとおりさまざま言われておりますが、全意見を掲載しております。その中で網かけしておりますが、地域運営学校に関してレイマンアンドプロフェッショナルシステムという構造の上に成立するものだとレクチャーを受けたばかりです。実際の地域運営学校をどうすべきかこれからが大変だという思いを新たにしました。親に意見をできるのは、学校ではなく運営協議会しかない、確認して生かしていきたいと思いました。また、学校によっては個性があるのはよいと思いますが、委員の正しい生徒の理解、教員の意識改革をもっと進めていかなければいけないということだと思いました。責任ある活動は必要ですが、親として何ができるか、地域として社会性を持った子どもをどう育てるかを学校とともに考える、よい環境を整えていく、下支えをする活動をしてほしいと思う。教員、親、地域がそれぞれの立場・役割を理解し、子どもをはぐくむための地域運営学校であってほしいというような意見がございました。

次に講演会に対する意見でございますが、これも別紙2のとおり、さまざまいただいております。その中で網かけしておりますが、発表は10分程度でコンパクトにした方がよい、講評と質疑応答の時間をとっていく方がよいと思う。発表校それぞれの状況、実態からさまざまに工夫されており、大いに参考になりました。

また、発表時間の厳守をお願いします。各協議会の委員にその意識を持っていただきたい、各協議会として発表するのだと。

それぞれの学校に、それぞれの子どもを取り巻く環境の違いがあることを、改めて知りました。地域のカラーを生かしつつ、地域と学校の活性化をさらに期待しています、のようなものがございました。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 「地域運営学校」の発表会についてですが、何か御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。はい、どうぞ。

水崎委員 アンケートの中の資料が足りない、発表時間が守られないと、こういったことについては改善は、今後できるのではないかなと、いろいろな方法が考えられるのではないかなと思いますので、こちら辺はぜひまたこういう発表会を設けるのであれば、きちっとしておく必要があるのではないかと思います。

そして、発表の形なのですけれども、去年もことしも2年目の協議会が発表ということ  
でやったと思うのですけれども、今後、来年度以降はどのようにしようというお考えとい  
うのはもう決まっているのですか。それとも、これからこれを受けて考えていこうという  
状況なのでしょう。

穂坂教育総務課長 具体的にどうしようかというところはないのですが、ただ、発表会は  
このまま続けていきたいなというふうには思っております。

発表会の方法なのですけれども、学校数がまたふえておりますので、発表会を2回に分  
けるとか、あるいはその同じ経過年数の学校についてその中で絞り込むとか、そのような  
ことを今考えておまして、まだ具体的にはこれだというものはありませんけれども、  
ただ発表会は続けたいなというふうには思っております。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

水崎委員 お話を受けてなのですけれども、聞く側の人の思いでこの発表会も変わって  
くるのかなと。例えば、発表校の学校運営協議会のメンバーの方も出席していたと思うので  
す。あとは、その学校の保護者とか地域の方も出ていたと思うのです。そしてあと、次  
年度、4月から新しく設置される学校の協議会の関係者の方も見えていたし、今後設置し  
ようかなと考えている方も見えていたと思うのです。そういう参加する方によって、発表  
会の内容がよかったとか、物足りなかったとかとなってくるのかなと思います。もしかし  
たらかなり知識のある方は、もう何年もやっているところのそういうちょっと変わった取  
組みの発表を聞いてみたいとか、そういうこともあるのかなと思いますので、今後、少  
し工夫してやっていく必要があるのかなと。あまりマンネリ化して同じような形になると、  
どうせ去年と同じ形だからもういいやということで、発表会に来ない方がふえてくると  
せっかく企画してももったいないなと思いますので。特にこの時期、報告会というのが、2  
月、3月というのはい多いのです。だから、皆が行ってみようという報告会、発表会に  
していかないと、なかなか人が離れていくのかなと思いますので。

それと、屋敷さんの話の中で、地域運営学校をやめているところもあると。そういうと  
ころもあるのだという話もあったので、そういうところを、もう少し詳しく私なんかは聞  
いてみたかったかなと思うのですけれども、やはり八王子はどんどん進めようとしていま  
すので、できるだけこういう発表会も、皆が充実して、行ってよかったという発表会に  
もっていく必要はあるのかなと思いますので、ちょっと私もいろいろ考えさせてもらって、  
またいい考えでもあれば御連絡させてもらおうとは思いますが、

小田原委員長 そのほかいかがですか。

さっき、町田さんがお読みになった中で、委員の正しい制度の理解、教員の意識改革をもっと進めなければというのがありましたけれども、これはその思い当たる節というのはあるのですか。

学校運営協議会の委員の方々の制度への理解というのか、そういうのがあるということなのか。教員の意識改革というのは具体的にどういうことを言うのか思い当たるのはどういうことなのか。

町田教育総務課主査 発表校の中で、学校と学校運営協議会の関係の難しさが表れている学校もございました。そういう意味で委員さんの制度の理解と、それからそちらの委員にしてみると先生方が地域に出ていただけないというようなこともありましたので、先生方の理解と、委員の理解と、それぞれ、課題が見えたのかなという状況がありました。

小田原委員長 さっきの話ともかかわるのだけれども、その委員の委嘱というのは教育委員会でやっているわけですがけれども、選りすぐりの方々がなっているはずではないのですか。必ずしもそうだとは言い切れないということですか。それは一つ課題になる。教員の問題は今、始まった話ではなくて、教員がまちに出て行かない、地域に出て行かないというのは、前から指摘されているわけです。これが今回も同じことが言われたということなのか、学校運営協議会のある学校の教員が全然動いていないというふうになっているのか。そこは当該校がそうだというふうになるのですか。

町田教育総務課主査 その発表会の中では、ある学校の方でそういうお話がございまして、当然、教育長やこちらの方から校長先生の方にそういう話をして、私も校長先生と直接お話をし、そういうふうに行きましようという話にはなりました。委員もそれを踏まえて、私ども、この発表の前の週から終わった後の週も、相当話し合いをしまして、やっと理解を一定程度いただけたような状況だということでございます。

小田原委員長 始まったばかりだから、なかなか全部がうまくいくわけじゃないでしょうから。

川上委員 私、それを伺わせていただいて、ここの別紙1のところ、学校運営協議会に人事に関して意見を言う権利は必要でしょうかという、これはアンケートにあるのですが、一つ言いますと、先生をやめさせたみたいなことを言ったようなところ、あれを聞いて非常に私は疑問に思いました。あれを得々として発表なさるということに、学校運営協議会の委員としての意識というものに対する疑問を感じたのです。

ですから、学校運営協議会は学校との、先生との立場とかいろいろな意味があると思いますけれども、もしもそういう先生がいたら一緒にやっぺいこうという意識というところは、最初にポンとそれが出てきたとき、私、びっくりして、一番後ろで聞いていたのですけれども。やっぱりこういうことが、当然、言葉として出てきても仕方のないことかなというふうにちょっと思いました。

もちろん、決まったことですから、役割分担というか権限があるので、そういうこともおできになるのだらうと思いますけれども、何が一番大事かといったときに、結果としてそういうことだったと思いますけれども、ちょっとあんまりいい感じではなかったです、ああいう発表の仕方は。

小田原委員長 幾つか、ここに出てきているのを見ると、これを主催しているのがだれで、進行している人がだれなのか、そのこのところの振り分けというのか、振り分けと話の持っぺいき方とか、そのこの点でそれはいかがというほどの進行の仕方ができれば、こういう話は出てこなかったのではないかなと思うのです。教育委員会がそれを仕切っているとすれば、もうちょっと考えなくてはいけないだらう。それを向こうに任せてしまっているのだっぺいしょうがない話ありますけど。

由井学校教育部参事 川上委員のお話は、恐らくある学校運営協議会の委員長が学校に教員にこういうふうにしてほしいといろいろ話をしたら、それはできませんみたいな、一体どうしたらいいのでしょうかみたいな話を聞いたということはあるして、あの部分ですか。

川上委員 あまりふさわしくない教員を交代させたというふうにおっぺいしましたよ。

由井学校教育部参事 交代させるといっぺいと、人事の資料を学校運営協議会の方がいただいている、協議会委員長の名前でもらっている資料で言っぺいと、そういうことよりも、逆にこの学校にふさわしい方はこういう方がいいですよ、こういう方をお願いをしたいといっぺいと、そういう書き方をされている場合が多いので。

川上委員 そうですよ、多分。ですからそれを、本音がああ場で出てしまったかもしれないといっぺいと、私は聞いていてあんまりいい気持ちではなかったし、この制度そのものの本質的なところにいくし、先ほど、今度何校かできますから、その委員、選任といっぺいと、出てきた場合に、やっぱり心してほしいし、校長先生はそこで役割を果たしていただきたいといっぺいと、思いました。

石川教育長 私もずっとああ場で聞いていたのですけれども、屋敷さんの講評の中にもあ

ったのですけれども、こういう形で学校評議員の代表の方が発表するというのは全国的にも珍しいという、非常に八王子は進んでいますねという、そういう評価をしていました。

学校を代表するということであれば、校長が一番よく実態を知っているわけですから、校長とのすり合わせの中でやればよかったのでしょうかけれども、その部分が十分できていない学校が幾つかあって、そこで委員長が突っ走ってしまった。そういう実態もあるのでしょうか、それがすべてみたいなそんな言い方をされるところもあったので、だから、聞く側にとってえっというような、そういう思いも感じたのではないのでしょうか。ですから、その辺のところを改善していかないといけないのかなというふうに思いましたけれども。

後でやっぱり校長、二人ほど私のところに来て、実態と違うことを言われているのですと、また教育委員会の指示がこれとこれとこれについて発表してくれと言われたから、もっとたくさんいいことをやっているのだけれども、そのことが発表できなくて、発表したことだけで評価を受けている、これは非常に心外だというような、そんな報告もありました。

ですから、その辺のことを踏まえて、次、どういうふうにしていくか、考えていったらいいのかなと思いますけれども。

小田原委員長 やっぱり40分も発表するようなことを許してはいけないし、それから、突っ走っているのがいたら、それをどこかで修正してあげる必要もあるだろうし、それはそれなりの見識持っている人が進行をしないとできない話だろうと思うのです。

それから今の教育長のお話を聞くと、ここも言いたいことがあるわけなのでしょうから、そうすると、教育委員会で3点なら3点にしぼってしまったら、そのほかの部分も紙ベースでいいからそれを発表して見てもらうというようなことも工夫しないとイケないだろうし、いろいろそういうことを総合的に考えて、次回に生かしていただきたいと思います。

水崎委員からもいろいろお話これからはあるでしょう。

水崎委員 一つだけ、いいですか。学校運営協議会に傍聴者というのは、私もところどころ学校を回ったりするのですが、傍聴者がいないなと思うのです。正直、お任せして安心だから傍聴しないのか、それとも関心がないのか、そこら辺はよくわからないのですが、傍聴するということは、やっている側にとってもとても緊張感があるし、間違えたこともできないしという、とてもいいこともあると思うのです。だから私は、今はほとんどいないと思うのですが、学校の保護者なり、地域なり、先生なり、その協議会の傍聴者という

ものがもう少しふえて、皆でつくり上げるといふ、皆の目があるのだというそこら辺も、協議会がいい方向へ行く一つの方法なのかなと。私は、個人的にはそんなことを思ったのですけれども、ちょっとそこら辺もいろいろ考えていただければと思います。

小田原委員長 120名を多いと見るか、少ないと見るかという判断の問題になると思いますけれども。

川上委員 ふだんは公開になっていますよね。学校運営協議会は。

石垣学校教育部長 傍聴もできますということを周知する。学校から周知してもらおう。

町田教育総務課主査 今、水崎委員のお話なのですけれども、実は各学校から学校運営協議会だよりとか、ホームページで傍聴できますと、副校長先生に御連絡くださいという案内を出したりしているのですけれども、なかなか難しいところもございます。今後とも、私と校長、副校長と話し合っ、より関係者の方に傍聴していただけるように努めてまいりたいと思います。

小田原委員長 それは教育委員会も傍聴できる話なのだけれども、傍聴が多ければ実りのある中身になるのかというと、そういうわけではないでしょう。そういうのはあまり気にしない方がいいと思います。

水崎委員 実は、ある学校の協議会の方が、傍聴があると自分も緊張する、やっぱりしっかりやらなくてはいけないと。傍聴というのは、会がいい方向に行くのに悪いことではないですよという話も聞いたのです。

小田原委員長 それはそういうことがあるにしても、そういう話で議論の中身を何かしようというのは間違いだと思います。

水崎委員 傍聴を、皆がその学校の学校運営協議会に関心を持って傍聴をすとか、しないとかだけがいいということではないかもしれないですけれども、やっぱりそういう学校の学校運営協議会に関心なり、そういうものを持つということは大事なことで、人任せではいけないと思うので、決して傍聴すればすべていいと言っている意味ではないのですけれども、傍聴も一つの方法ではないかと。学校運営協議会だけにやらせているのではなくて、皆が参画して学校をつくり上げて行く、子どもたちを育てていく、それが必要なのだと思うので、そういう意味でも関心を持つ意味でも傍聴に来てもらって、協議会の会議を中身の濃い会議にしてもらいたいなと思います。内々だけのなあなあの会になっているのではまずいと思うので、そこら辺はもちろん事務局の方も2カ月に1回は行っていらっやると思うのですけれども、これから行けないケースもあると思うので、そこら

辺は地域の方、保護者の方、その学校の関係者の方がやっぱり皆で見て行くということは必要なのではないかなと、私はそのように思うので、傍聴をふやすのも一つの方法ではないのかなと思ったのです。

石川教育長 地域とか保護者に、この学校運営協議会の中身を浸透させるというそういうねらいのもとに、たくさんの人に来て聞いてもらえればいいのだろうと思うのです。

そこで、一つの実践例として、六中が出前学校運営協議会というのをやったのです。第三小学校に出向いて行って。そのときには、地域の人たちも含めて4、50人集まっていました。そういうやり方によって、かなり浸透はできるのだろうと思います。その話は、小中校長連絡会のときに、私はしました。ですから、その気のある経営者はそれなりに対応をしていくのだろうとは思いますが、いろいろなやり方があるので、そういうのを期待しましょう。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

和田委員 私もこの発表会を聞かせていただいたわけなのですけれども、このアンケートにもあるように、本当に受けとめ方がさまざまだなと思いました。発表された学校運営協議会の代表の方などは、自分の学校や地域に非常に思いが深いなというふうに思いましたので、そういった意味では一生懸命取り組んでいらっしゃるのだなというふうに思いました。

ただ同時に、やはり地域運営学校だからといって、自分たちの好きなような勝手なことをやっていいというわけではないので、こういう幾つかの代表的な地域運営学校の紹介をする場合は、やはりお互いが自分たちのやっている取り組みがどうなのだろうかというあたりを知るいい機会ではなかったかなというふうに思っているのです。

やはりそういった意味からすれば、発表会は発表会としてやはりこういう形でどんどんやって、一つの検証でもあると思うのです、この取り組みというのは、それはどんどんやっていただくというのと同時に、やはり地域運営学校を実際に委員としてやっていらっしゃる方の意見交換の会などを、やはりもっときちっと、今もやっていらっしゃいますし、教育長を囲んだりするような会もやっているようですから、そういったようなことを含めて、どんどん意見交換をして、相互の理解を図っていかないと、私も聞いていて、ああいう発言をしているとなかなかうまくいかないのではないかなという思いもしましたけれども、そういう面は、ただ発表するだけでなく、意見交換を通していかないとなかなか改善されない部分もあるので、やはりそういう点からすれば、これとあわせて、並行して意

見を交換するような会も行っていく必要があるなというふうに思います。

それから、やはり先ほどの学校選択制もそうですし、こういう地域運営学校というのは検証されていない事業を行政が先取りして実施しているわけです。ですから、検証していくということが非常に大事なことになってくるので、アンケートの結果であるとか、それから参加している委員の方たちの意識の変化であるとか、それから先生方もそれをどう受けとめているのかというあたりを、やはりデータをとっていくということが大事だなと思うのです。

地方でやっているいろいろな研究の中でも、この地域運営学校に関しては、先生方の意識というのは非常に高いし、自分の学校だという専門性を強く打ち出して、任せられるかというような意見も出てくるような調査の結果も出ていて、先ほど紹介もあったように、やっぱり学校に任せようという、地域運営学校を申請しない地域も出てきていることも事実なので、やっぱりそういうことも含めながらメリットを生かすような、そういう取り組みになるように検証をしていくことが大事ではないかなと思っていますので、私は学校の先生にもっと参加してほしいし、校長先生方が特に出ないということに関して、非常にさみしかったなという気はしていますけれども、ぜひ、この発表会を続けていって、交流と同時に取り組みについての検証をしていっていただきたいなというふうに思っています。

小田原委員長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、教育総務課の報告は以上ということで、次に学事課の方に。

山本学事課主査 感染性胃腸炎の集団発生につきまして、御報告させていただきます。

資料をごらんください。

3校で感染性胃腸炎によります集団発生がありました。こちらの表をごらんください。

2月22日に城山小、3月10日に第八小学校、3月11日に横山第一小学校であります。3校とも保健所が調査に入りまして、検体をとりまして調査をした結果、ノロウイルスが検出されているということです。

いずれの場合も、重篤した児童というのは発生しておりません。城山小に関しましては、他のクラスにも少し広がったのですけれども、数日で感染の方はおさまりまして、3校とも全校への拡大というのはありませんでした。ですから、学校給食が原因ということは考えられないというふうに、こちらの方で考えております。

あとは、第八小学校につきましては、こちらの表のとおり、感染者が非常に多かったということもありまして、学校給食が原因ではないのですけれども、給食を介してまた拡大

するということがありますので、そちらを防止するために、3月12日の給食を中止しております。

また学校には、消毒を徹底するということと、手洗い等の予防策を徹底するということが周知をしております。さらに、3学期になりましては、ノロウイルスの汚物処理キットというのがありまして、次亜塩素酸という消毒と、汚物を固める薬剤があるのですが、それと使い捨てのエプロンであるとか手袋、そういったものをキットにしたものを、ちょっと流行の前の段階で配れたのですけれども、そちらを配付しておりますので、また発生した場合はそれを活用していただくということで、学校の方に配っております。報告は以上です。

小田原委員長 感染性胃腸炎の集団発生について、よろしいですか。

和田委員 後半の方にあった、汚物処理キットの話なのですけれども、ぜひ徹底をさせていただきたいなというふうに思っています。学校の養護教諭の先生の姿勢によって、随分処置の仕方が違ってきて、まだまだ浸透していないなというところを感じてますので、ぜひ、そのキットの紹介とともに、対応について、先生方に理解を深めていっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと一般のところだったのですけれども、先日、税務署へ行ったのですけれども、その時に、吐いた方がいらしゃったのですけれども、本当にもう署員の人は素手でゴミ箱を持って処理して、紙で処理しているという実態があって、学校は大丈夫かなと、正直そのとき思いましたので、その処理について、ぜひ指導の徹底をお願いしたいなと思います。

山本学事課主査 今、委員のおっしゃったとおり、指導を徹底するとともに、19年12月に市でもノロ対応マニュアルというのをつくっております。こちらでも徹底をして、また再発がないように、対応に関しては徹底したいと思います。

小田原委員長 これだけ出てくると、もう休みに入るのだけれども、心配な部分がありますので、特にほかの学年とかクラスにいつているというのは、防がなければいけないことだから、忘れられたころにやってきますから、さっきの税務署の話なんかも聞くと、怖い話ですよ。では、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に指導室から、これも4件ございますので、順次御報告願ひます。

海野学校教育部主幹 2月13日の土曜日に、高尾山学園フォーラムを実施いたしましたので、その結果について報告をいたします。報告は、菅原主査からいたします。

菅原指導室主査 フォーラム当日は、委員長を初め、この場の多くの皆様にも御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

不登校の子どもたちのための学校として、高尾山学園が開校してちょうど5年が経過したところでございます。そこで、「高尾山学園の今、そして、これから」と題しまして、これまでの取り組みを検証し、高尾山学園を含めた本市の不登校対策の今後のあり方を考えるという趣旨で、今回のフォーラムを開催いたしました。内容的には、高尾山学園のこれまでの取り組み、高尾山学園卒業生、保護者の体験談、パネルディスカッションという3部構成で行いました。

まず、高尾山学園の取り組みでは、高尾山学園の特色や在籍している子どもたちの状況などについて、山村校長よりお話しいただきました。

続く体験談では、高尾山学園卒業生2名と卒業生の保護者2名に、高尾山学園に転学するまでの経緯や、その間に学校や家庭で感じていたこと、また、本校で体験し学んだことなどについて語っていただきました。これらを踏まえ、パネルディスカッションでは、外部の有識者やスクールカウンセラーなどを交え、4名のパネリストのもと、高尾山学園を含めた今後の不登校対策の課題について、三つの柱に沿って議論が展開されました。

一つ目は、不登校児童・生徒が集団に復帰するための必要条件。二つ目は家庭支援のあり方。三つ目は学校を休み始める初期段階の援助です。

パネリストからは、子どもたちが人への安心感や信頼感を高めていくことや、保護者の心のケア、また、まだ学校に通えている初期段階から、一般の小中学校における支援を充実させることの重要性などについて、御示唆をいただいたところでございます。

今回のフォーラムへの参加者は、定員を超える195名にのぼりました。参加者の8割は学校関係者、それから保護者、市民の方々でした。事後のアンケートの結果をみると、全般的な満足度として、大いに満足、または満足と回答した方の割合が9割強を占めておりました。特に体験談については、7割の方が大いに満足と、最も高い満足度となっていました。

参加者の感想においても、卒業生や保護者の生の声を聞けて学園の取り組みの成果を感じることができたなど、直接体験談を聞くことができたことに触れた声がたくさん見られたように思います。そのほかには、高尾山学園で得られた姿勢、スキルなど、すべての学校に還元でき、共有できるものではないかといったものや、中には学校とは何か、教育とは何か、今までの学校という概念をもう一度も考え直してみたいなど、高尾山学園の取り

組みを検証する今回のフォーラムを通して、一般の小中学校のあり方に思いをめぐらせる参加者も多く見られたように思います。

今回のフォーラムを通じた検証を踏まえながら、今後も高尾山学園を含めた不登校対策の充実を図っていきたいというふうに思っているところです。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

小田原委員長　　まず1点目いかがですか。

何かよろしいですか。

和田委員　　このフォーラム、率直な感想として、よかったなというのが、私自身も参加してよかったというふうに思っています。

それは、何かというと、一つは市長の設置への思いというのが非常に伝わってきて、こういう学校が求められているのだということが、参加者についてもよく理解できたという部分が一つ上げられたというふうに思います。

それから、二つ目に上げるとすれば、私はやはり、この卒業生の、本当に自分をあれだけ客観的に見つめて、そしてああいう公の場で意見を発表できるという、ああいう姿勢が高尾山学園の教育を通して培われてきたのだらうということ、やはり参加者の人たちも感じていたからだらうというふうに思っているのですね。

三つ目は、こういうかなり重い問題を扱っているわけなのですからけれども、そのために出席者も多かったのではないかとこのように思っているのですが、内容としては、やはりその方向性を探っていくという、そういう1点に向かって話が進められていて、大変重い問題であるのだけれども、みんなが行政の意見を出したりとか、あるいは、中にいる生徒たち、卒業生たちの意見もあったし、また、これからの方向性をみんなで考えるという、そういう会場の雰囲気がつくり上げられたということは非常によかったなというふうに思います。海野主幹の司会も大変、淡々としながらも、きちんと発言を抑えながら進められていたので、これはすばらしいものだなというふうに私は思いました。どうもありがとうございました。

小田原委員長　　そのほかいかがですか。

川上委員　　私も、今、和田委員と同じような感想を持ったのですけれども、もう一つ先に進めて、特別支援という言葉で言っていますけれども、そこで、高尾山学園だからというふうなことでの発表でしたけれども、そのうちの幾つも、相当のところ、どこの学校でもしているのではないかなと、しなければいけないことなのではないかなと逆に思ったので

す。ですから、特別支援という言葉は、一人一人には、みんな特別支援なのだというふうに、私は感じているのです。一人一人の児童・生徒にとっては、どこにいても特別支援なのだというふうに考えていった方が私は本当なのではないかなというふうに、特別という言葉が、言葉から来ることとして感じるのだけれども、やはり一人一人が、みんな特別な人でしょう、あの児童・生徒でしょう。でしたら、それに対して支援するのは、みんな特別支援なのだというふうに考えてもいいのではないですか。こういうところで使うことは違うんですけど、それは本当に思いました。

ですから、ふだんどこでも、家庭でも社会でも地域でも、学校でも当然ですけども、全部の先生がああいうのを聞きになって、今の現場でもおできになることがあるのではないかなと、なさっていただければいいなと思うことは幾つかありました。

とてもよくて、本当に海野主幹の司会というのはとてもすてきですね。これからも発表なりフォーラムなりというのは続けていращやることだと思いますけれども、こういうところは担当がかわりますので、前にやったことを、それにこれを検証して、こういうふうにしたらいいのではないかという、そのよくしていくということをつなげていっていただきたいと思います。私も一つのことをずっと、連絡協議会には出ますけれども、担当が毎年、毎年かわって、毎年、毎年その内容が変わっていく、そういうのだったら、積み重ねがちょっと心配になりますので、そこは、先ほどの学校運営協議会の発表会もそうですけれども、同じように、それがお役所仕事みたいなことを言われたら、ちょっと残念ですね。というふうに思いますので、どうぞ次の人に引き継ぎをきっちりというふうに思います。回を重ねるから、実を上げるということは、そういうところにあるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

水崎委員　私は、この日、仕事がどうしても休めなくて出られなかったのです。実は私、不登校の子どもたちの支援の充実というのは、教育委員になる前から、ずっと思ってたことなので、本当にこれ聞けなくて残念だったなというのが一番の思いです。

不登校の子どもを考えたときに、高尾山学園も一つですし、相談学級も一つですし、あと適応指導教室、「松の実」と「ぎんなん」とありますよね、あと、家からどこにも出られない、家の中でもっている、そういう不登校の子もいるわけですよね。解決にすぐ結びつかないケースもたくさんあると思うんですけども、何かしないことには結果も出てこないの、ぜひ不登校の子どもたち、いろいろな奥深いものを抱えていると思うので、支援の充実を今後、よろしくお願いしますと思います。私も一緒になってやっていきた

いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

海野学校教育部主幹 いろいろありがとうございました。

私たちが市長の意向を受けて、このフォーラムを組み立てたわけですが、やはり改めて、今まで意識していなかったことを整理して、この後のことを考える大変いい機会になりまして、積み重ねてきたものをどうつないでいくかということと、新たにそれを、どう組み立て直していくかというあたりの大切さを感じた次第です。

今回、市長のあいさつから含めて、報告書の方を今、テープ起こしをしておりますので、改めてホームページを通して、また、掲載していきたいと思っております。

以上でございます。

小田原委員長 3人の委員の方々から、それぞれのお話ありましたが、卒業生、あるいは保護者の報告というか、発表というか、思いが述べられて、名前も表に出しているわけですね。ああいうのを見ると、これまで市長も触れた部分なのですが、卒業のときに、それぞれの思いを親に向け、先生に向け発表していますよね。ああいうのを前に、表に公表したらという話もしたら、個人の情報で、かつ、子どもたちの立場を考えるとできないみたいな話があったのだけれども、さっきの監査のところでも、進路も公表していなかったわけですね。だから、そういうのを隠すのではなくて、やはりこういうふうにして、これほどに変容があるのだ、発展があるのだということは、もっと公表していいのではないかなというふうに思うので、もしこの報告を出すならば、そんなところも含めて検討していただければというふうに思ひます。

海野学校教育部主幹 その個人情報の部分というのは、非常に扱いが微妙な部分もあるかと思うのですが、基本的には、本人たちの了解を得る形をとって公開という方向で考えていきたいと思ひます。

小田原委員長 これも都政新報にも出たのですよね。写真が、僕はシンポジウムの話、パネルディスカッションの場面よりは、保護者とか子どもたちが表に立っているのだよと、こんなになっているのだよと、自分の現在を非常に肯定的に見ているではないですか。そういうところはもっと出していいのではないかなと思ったら、肖像権問題があるとか、そんなような話になって、それはだめだというふうな話になったのは、非常に残念だなというふうに思ったのですよね。できるだけ、いい方向でやってほしいなというふうに思ひますので。

それでは、引き続き、次の21年度八王子市小中一貫教育研究発表会の実施結果の報

告をお願いします。

宮崎指導室総括指導主事 平成21年度八王子市小中一貫教育研究発表会の実施結果につきまして、報告をさせていただきます。

教育委員の皆さん、また事務局の皆様にも御出席いただいて、本当にありがとうございました。2月5日金曜日の2時半から開催させていただきました。場所はいちょうホールでございます。

内容ですけれども、まず教育委員会の方から、本市の小中一貫教育についてということで、概要をお話させていただきました。

続いて、現在モデル校になっている学校の実践について、各モデル校から発表してもらいました。そのあと、小中一貫校の実践からということで、みなみ野小中学校、そして加住小学校、加住中学校には、4月からの開校に向けてということで取り組みを発表させていただきました。

最後に小松郁夫先生、玉川大学の教職大学院の教授でございます小松先生から、かなり八王子市の実践について、取り組みについては評価をしていただいたのかなど。

また、それぞれの保護者ですとか子どもの立場から、小中一貫教育の意義についてお示しをいただいたかというふうに思っております。

参加者ですけれども、市内の小中学校の教員が254名、市内保護者・地域の関係の方が203名、市外から12名、その他22名ということで、合計が491名ということでございます。

次はアンケートをとらせていただいた中からの事柄になりますが、アンケートにつきましては、回収が、市内教員が44名、市内教員以外が114名ということでございます。

まず、八王子市の小中一貫教育についての理解が深まったか。これは丸をつけていただくものでございますが、市内の教員以外の方からは、深まった、まあまあ深まったを足しますと92%になるかと思えます。そして、市内の教員につきましては、全員が深まった、まあまあ深まったというところに丸をつけていたということでございます。

市内教員以外の6%、2%の、あまり深まらなかった、深まらなかったの方のアンケートを拝見いたしますと、内容がちょっと抽象的だったということ、あるいは、学校向けだったのではないかというようなことが書かれておりました。

裏面でございます。もう一つの項目、これは、市内の教員にとったものでございます。発表内容は、小中一貫教育を進めていく上で役立つものだったかということでございます。

これにつきましては「役立った」そして、「まあまあ役立った」がほとんどでございました。「あまり役立たない」これは一人なのですけれども、これについては、実践は確かに参考にはなるのだけれども、一つの事例でしかないので、なかなか難しいというような内容のコメントが書かれておりました。一人の教員が、あまり役立たないというところに丸をつけたということでございます。

また主な感想・意見でございます。教員につきましては、市内の取り組みがよくわかった。そして、一方、地域性、学校規模、共通理解等、実践をしていく上での課題が盛りだくさんのように感じているという意見もありました。保護者の方ですけれども、家庭でも関心を持って、できることをやっていきたい。小中学校の先生が交流することは大切なことである。また、中一ギャップの軽減が図れるということは大きい。学習面でのつまずきの改善も早いうちにできるのではないかと。また、先生方の意識改革には非常に有効ではないかと。一方、外国の教育システムや学習塾からも、いろいろなものを取り入れていったらよいのではないかと。難しさもあると思う。また、学校選択制がある中での小中一貫教育が市内全体に広まるのか疑問である。そして、施設の利用し合いというものもあっていいのではないかとという御意見。それから、地域ですけれども、各学校、地域の取り組みがわかったという御意見。そして、人材面の援助が欠かせない、市・都・国の予算面の充実が望まれる。また、地域への広報も大事なことでないかといった意見がありました。すべての意見を載せているわけではございませんが、傾向として、こういうことがあったということでございます。

今後の対応につきまして、まず、このアンケートを含めまして、参加者からは、おおむね本市の小中一貫教育への御理解といたしますか、理解を得られたというふうにご考えております。そして、保護者・地域向けに、よりわかりやすく、小中一貫教育の意義や内容、学校選択制との関係等について発信していく必要があるということでも取り組んでまいりたいと思っております。

また、教員につきましては、管理職研修、主幹研修、教務・生活指導主任研修等におきましては、小中一貫教育に関する研修を設定してまいります。また、年3回で、教員向けの小中一貫教育研修、これは各学校から代表を出していただくということで、予定を組んでおります、そういう小中一貫教育に関する教員の研修を行いまして、より理解を深めていくということでございます。

以上でございます。

小田原委員長 本件について、何かご質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 この発表の内容ではないのですけれども、実は、この小中一貫教育推進委員会の委嘱研究ということで、中学校の第2ブロックの校長会で取り組まれた、第2ブロックの児童・生徒の実態に応じた指導のあり方という、そういう小中一貫教育の報告書が出ていると思うのですよ。それは中学校の校長会でも小学校の校長会でも報告されていたのですけれども、そして、この資料も、私も出て、これいただいたのですけれども、とってもこれはいい報告だなと。かなり理解もしやすいし、それなりの一つの形ができているものでもあるのかなと思ったので、せっかくこういう、2月5日のモデル校の発表会があるのだったら、そのときに最後、これも一つ一緒に発表できれば、またよかったのかなと思うのですけれども。せっかく各校6名、動員をかけて当日を迎えたということだったと思うのですけれども、家庭や地域が見ても役に立つような、せっかくの、この研究の報告も出ているので、そういうときに一緒にやれば、さらに出席した方もよかったと思ってくださるのではないかと思ったのですけれども、ぜひこういうのも今後、各校で生かしていただきたいと思います。

宮崎指導室統括指導主事 今の御意見なのですけれども、まずは時間的なことが大変厳しくて、各モデル校は5分、そしてみなみ野小中学校と加住小中学校のものについては10分ずつということで、アンケートの中にも時間が短かったということもあって、これも私どもの反省ですが、そういった意味で入れられなかったということが一つです。また内容につきましては、今、御指摘がありましたように、今後、生かしていけるものはあるかなと思います。これは、各研修会等で活用していきたいなというふうに思っております。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

時間が短いというのは、時間がないというのは理由にはいけないのですよ。長くすればいいではないですか、そういうふうに言うならば。だけど、そうではない、時間の枠をつくらなければいけないとすれば、その中で時間が少ないと言われられないようなことにしなければいけないわけですよ。持っていく方なのでしょうけれども。私は4時15分に終わるといふのなら早過ぎると思うのです、切り方としては。4時15分に切らなければいけない話ではないでしょうと。

そのほか、いかがですか。

特にないようでございますので、次の方に移ります。

22年度教育課程の受付についてお願いします。

宇都宮指導室統括指導主事 1週間後に始まります、平成22年度教育課程につきまして、受付を行いましたので、その状況について報告いたします。具体的には、草刈指導主事の方から説明させていただきます。

草刈指導室指導主事 では、平成22年度各小中学校の教育課程の受付状況について、御報告いたします。

教育課程を編成するに当たりまして、説明会を平成21年12月8日に実施いたしました。そして、学校ごとに教育課程の相談を、平成22年1月21日から2月3日までいたしました。教育課程の届出受付を平成22年2月18日から26日まで行いました。

では、指導をいたしました編成方針について説明をいたします。

お手元の資料に教育課程届出の概要というのがございます。ホチキスどめをしてあるものですが、こちらをごらんいただきたいと思います。

この中に教育目標、特色ある教育活動、そして小中一貫教育という項目に分けて、各学校の教育課程の概要をまとめております。その中の教育目標についてごらんください。

学校の教育目標について示しまして、さらに知・徳・体にかかわる項目、つまり目指す児童像、生徒像を示すようにしました。

また、学校の教育目標を具現化するための基本方針につきましては、今まで同様、教育目標、基本方針、指導の重点の関連をはっきりさせ、より構造化を図るように指導してまいりました。その中で、平成22年度については、小中一貫教育の視点を位置づけるようにしました。この表の一番右側の欄に、小中一貫教育について、どのようにまとめてあるかを示してあります。

続いて、特色ある教育活動の欄をごらんください。

指導の重点や特色ある教育活動については、具体的な指導内容や方法を示し、教員がすべきことを明確にするとともに、地域や保護者がイメージしやすいようにしました。

また、新学習指導要領への対応につきましては、平成22年度は小学校における外国語活動を第5、第6学年において、年間各20時間以上実施するようにし、平成23年度の完全実施35時間に対応できるようにしました。

次に、留意事項としまして、指導、助言した内容について説明をいたします。

お手元の資料の1枚目についているA4の縦長のところをごらんいただきたいと思います。

大きな項目の2番というところになります。その他留意事項として、指導、助言した内

容、こちらに当たるところの一つ目のところですが、学校公開を伴う土曜日の授業を行い、振替休業日をとらないことを年間20回まで実施することができると示しました。

また、三つ目の丸のところになりますが、「薬物乱用防止教室」「新体力テスト」「読書推進」などについて、指導の重点や特色ある教育活動に位置づけるよう指導しました。

最後に、大きな3番のところになりますが、平成22年度の教育課程編成の状況と課題について説明いたします。

振替休業日をとらない土曜日授業、小学校では最大5日、中学校では15日実施する学校があります。実施する学校の総数としましては、小学校40校、中学校35校です。お手元の資料では実施しない学校数を書いておりますが、実施する学校、小学校40校、中学校35校というふうに訂正をお願いいたします。

また、小中一貫教育につきましては、概要にまとめたとおり、各学校では教育課程に位置づけていますが、今後、小中一貫教育の相手校と教育課程について共有し、9年間を見通した教育課程を編成していくことが課題となっております。

簡単ではありますが、報告は以上です。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

小田原委員長 教育課程届についてですが、御質疑、御意見ございますか。

資料をごらんくださいと言われても大変困るのですが。

草刈指導室指導主事 こちらです。こちらが概要ということでまとめてありますので。

小田原委員長 特にありませんか。

和田委員 まず、受付についてという資料の中で、小中一貫にかかわる項目が1の(2)と(3)に示されていますよね。それで、この各届けの分析の中に、一番右側のところに、小中一貫教育という項目で文言を拾い上げているわけですよね。これを見ると、学校によって随分、小中一貫の姿勢というか、取り組み状況が違うなというふうな、歴然としている部分もあるわけで、この教育課程届に小中一貫の文言、あるいは具体的な内容を載せないということは、小中一貫教育に関しての関心が低いというふうに言わざるを得ないのかどうか、その辺のところを一つ後で御意見を、感想等を含めてお聞きしたいなというのが一つなのですが、この教育課程届の受理に当たって、御指導や助言をされているかというふうに思うのですが、そうなってくると小中一貫教育の中で、何が記載されていれば小中一貫教育を推進している学校なのかということについては、御指導をどのようにされているのか、まずちょっとその辺をお伺いしたいなというふうに思います。

宮崎指導室統括指導主事　今年度、教育課程の届出をする際に、事前に説明会を実施しております。その中で、まず第1表のところの小中一貫教育の教育を視点に入れていただくということで、入れるようにという指示をしております。これにつきましては、各関係の小中学校で相談をしてやっていくということですので、そのような内容が記載されている。またそれを具体的に、例えば、教科の中でどういうふうにしていくのか、あるいは特色のある教育活動の中でどうなのか、あるいは総合的な学習の中でどうなのかという具体的なところを入れていくという形で実施をするようにという話をしております。ここの項目の中で、例えば、指導資料の活用ということしか書いてないということがあっても、一つ一つがちょっと具体的にはわからないのですが、ただ、それにつきましても、一つの、1カ所だけに書いてあるということではなくて、教科のところ、こういう教科については資料の、この部分をこういうふうに使っていく。あるいは総合的な学習の中で、キャリア教育の部分でこういうふうに使っていくとか、多岐にわたって書かれているものも、項目としては、その指導資料を中心というところで表現されている部分はあるのかなというふうに思っているところです。

宇都宮指導室統括指導主事　今のにつけ加えさせていただきまして、もう学校の中ではモデル校を平成18年からやっていて、ずっと継続していて、もう書くこといっぱいあり過ぎて仕方がない学校、それから、モデル校にはなっていないのだけれども、地道に着々と取り組んできている学校、それから、平成21年7月に基本指針が出て、本当にやるのというふうに疑って取り組み始めなかった学校、いろいろな学校があって、温度差が非常に今、激しい状況です。ここの平成22年度にきて、教育課程に位置づけさせることによって、23年4月からの完全実施が本当にあるのですよというところで、ここには記載されている部分、だから、実際に書き始めようと思うと、相談してといっても、実際に相談もできる土壌ができてないし、書けない学校もあつたりするわけですが、22年度中にはそこら辺が醸成されて、23年の教育課程の編成の際には、かなり充実したものになるのではないかと期待をしております。

和田委員　今の話で、本当に進み過ぎてしまって、もうできているから記載しないのかという学校が幾つかあるかわかりませんが、これを見ていて、小中一貫教育の取り組みを評価するに当たって、私などは四つほど視点を持ってこれを見ているのですが、一つは、やはりカリキュラムとか、あるいは指導資料だとか、そういった教育課程の学習内容に関して記載があるかという点を、まず1点見ているのです。そうすると、これは指導

資料のところが出ているので、随分どの学校も出ているのがわかりますよね。

それから、二つ目は、やはり児童・生徒の交流活動、交流について、どの程度までそれに踏み込んで書いてあるかという内容があるかないかということですよ。第一小学校が最初にあって申しわけないのですけれども、第一小学校が小中でどういう交流を、本当に回数が少なくてもいいのだけれども、仕事をしているのかというのが見えてこないというのは、どうなのだろうかというのが二つ目。

それから、三つ目は、やはり教員同士の交流とか連携だと思うのです。そういうものが、やはり記載の、これをずっと見ていくとそういう項目になっていくのですよ、取り組んでいるところというのは、ですから、教員の交流や連携がどれだけできているか、当然、授業連携、授業だとか、学校行事だとか、そういうものになってくるのだろうというふうに思うんですが、この辺が普通、教育課程上、位置づけられて書かれているもので、もう一つ加えるとすれば、保護者への理解をどう図っていくかという点で、学校の教育活動の公開であるとか、そういう視点で見ているのです。ですから、これは宇都宮統括もお話しされたので、こういった視点で見ると、やはり学校の取り組みの差異が随分出ているのだけれども、それが果たして、もう達成されたから記載されていないのか、当たり前なことなのかというあたりは、もう一度、見ていただきたいなというふうに思っているのです。

それで、それとあわせて、最後の課題のところに出ているわけなのですが、教育課程届をつくる時に、連携する小中学校が多少なりとも話し合いをして、こういう教育課程届を出しましょうという話になっているのかという話なのです。つまり、そういう部分が管理職として、校長として教育課程をつくるのだけれども、相談して、ここだけは将来、一緒にやっていくわけなのだから、力を合わせてやっていくようにしようよと、そういう話し合いがなされていないから、結局は、同じ小中連携を図る学校なのに、その文言が全然出てこないという状況になっているのではないかとこのように思うのですが。

小中一貫の項目については結構なのですけれども、その課題としている小中一貫校の相手校と、どれだけ協力して教育課程の編成をしているかという、そういう実態はどうでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事　先ほど、宮崎統括の方から話があったように、教育課程の編成の説明会のときには、話し合ってくださいということは指示は出させていたっているんですが、それがなかなかできていないという状況がありましたので、この3

番の丸三つ目に書かせていただいているという、そういう状況です。

和田委員　やはりその辺がね、今度は管理職としての姿勢の問題になってくるのではないかなというふうに思うのですね。おもしろいなと思うのは、将来、一緒になっても、直前にモデル校まで指定を受けているのだけれども、小学校と中学校で小中一貫の項目のところは温度差がある学校があるので。みなみ野小中学校は、もう完全に一致していますよね、同じものそのまま書いているからいいのだけれども、ほかの、まだそういう形になっていないところのものをみると微妙にずれているし、本当に連携を考えてつくり上げているのかというのが、ちょっとずれているところもありますよね。そういう意味からすると、こういう一番根本となるような、教育課程届の段階から一致してないところが、本当にうまくやっていけるのかという話になるので、タイムリミットも近づいてきているので、かなりその辺のところはきちっと押さえて、こういう届けなどの指導をしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますけれども、これ今、受理した後の話なのですが、もう直前ですので、ぜひそういう意味でお願いしたいなと思います。

土曜日に少し枠が取れて授業ができるようになったのですけれども、やらない学校の理由は何ですか、もう授業時数が十分ある、足りているという、そういうことでいいのでしょうか。

草刈指導室指導主事　土曜日授業をしないというよりは、振りかえをとって、土曜日、公開授業をして、月曜日に振りかえをとるという学校は、授業時数が足りている。また、そこで授業日数を確保しなくても、長期休業日に授業日をふやしているですとか、また都民の日ですとか、開校記念日に授業を実施すると、まちまちの理由ですけれども、そういった理由で授業の時数を確保できているということ。またもう一つが、生活リズムについて、まだ、どうであろうかという疑問を持っているという学校もあるようです。ただ、今年度、実際やってみて、やめたという学校もありますし、また、これから始めるという学校もありますので、今回は最大で15日と5日というふうになっていますけれども、今後、またちょっと次年度やってみて、学校も様子を見てということになるかと思います。

和田委員　そうすると、教育課程の受理に当たっての御指導としては、どういう説明をされているのですか、この土曜日に授業を行い、振りかえをとらないということについては、学校側へのメッセージというか指導については、どんなことをお伝えになっているのですか。やるように、授業が足りていればやる必要はないという説明をしているのですか。それとも積極的に公開できるような、そういう土曜日を活用してはどうかという、そういう

積極的な提案をされているのか、それは特に校長の判断に任せているということでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 基本的には、20回までできる規定ですよということで説明をさせていただいています。それから先は、例えば、学校や地域の実態、つまり週五日制が徹底できてしまって、土曜日にもう地域行事がコンスタントに入っている地域もあれば、極端なお話をすれば、例えば学力については特に心配がなくて、地域もうまく土曜日に地域行事を催してくれている。夏季休業期間を多少短くして、授業日数も確保できている、つまり時数も確保できているというところは、特にやらなくてもいいのではないかということになってくると思いますので、各学校のそれぞれの実態を考えて、校長先生の御判断で実施については決めていただきたい。特に地域や教職員とよく話し合っていたきたいというお話はさせていただいています。

和田委員 わかりました。私の方は以上です。

小田原委員長 この小学校は最大が5日、中学が15日、この最大5日で、これは土曜日授業をやっているというふうにしていいのかどうか、ここら辺が一つですね。八王子では、土曜日は、授業は最大5日なんだけれども、小学校で30校はやらないわけですが、この理由は何かはっきりしているのか。

宇都宮指導室統括指導主事 今の5日というのは、土曜日授業をやって、振替休業日をとらないのが5日ということです。つまり、土曜日授業をやるのは、全部の学校が土曜日には授業をやるのです。土曜日にはやるのだけれども、振替休業をとる学校と、とらない学校があって、とらない学校の中で、最大が小学校では5日ですよということです。中学校では15日、振替休業日をとらないのはありますと、そういうことになります。

小田原委員長 15日やっているというのは、ものすごくやっているという印象を受けますよね。実際に52週やっているわけではないわけですから。

振替休業をとっている土曜日授業なんていうのは、これまでだっていっぱいあったわけですよ。だから、それは別にして、やはり八王子で土曜日授業は、まだまだこれからということを考えなければいけないのかな。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、教育課程届については、以上ということで。

指導室からもう1点ございます。平成22年度教育センター組織について、お願いいたします。

内野指導室統括指導主事　それでは、お手元の平成22年度教育センター組織（案）についてをばらしてください。

まず、最初訂正をお願いいたします。（案）はとっていただき、議事日程と同じように、平成22年度教育センター組織についてということをお願いいたします。申しわけございません。

平成22年度教育センターにつきましては、新規事業を含めまして、より機能するようということで、組織を改編するものでございます。

新規事業につきましては、主なものとしまして、学校図書館サポート事業がございます。こちらは新しい事業でございます。司書の資格を持つ学校図書館サポーター2名を配置し、それから、校長経験者も配置しまして、各学校の、図書館を巡回しまして、学校図書館の充実を図るものでございます。

それから、スクールソーシャルワーカー活用事業がございます。こちらの方は、中学校を中心としまして不登校、いじめ対策としまして、社会福祉士等の資格を有する者、スクールソーシャルワーカー2名を配置しまして、巡回相談等を、家庭も含めて行うものでございます。このような二つの事業を含めまして、改編をさせていただいて、改正するのが、もう1枚の図になっているものでございます。

大きく分けまして、教育センターの方は学校をサポートする部門、それから、相談の部門ということで、就学教育相談の部門というふうに分けることができます。特に、こちらの学校サポートの部門を整理しまして、より機能させるようにということが来年度に向けてでございます。

また、複数の担当のチームが、それぞればらばらなところがございますので、チームとしまして、補完し合えるようにということで、チームをつくるところでございます。

そのほか、それに伴いまして担当がかわったり、やはり名称を変更するというようなところもございます。校長、副校長等の経験者であります、研究主事の増員もあるところでございます。

そのようなことから、以上、図のような形で来年度の組織を、教育センターの組織としまして、より学校をサポートし、市民、保護者、児童・生徒の相談に乗れるようにしてまいります。

説明は以上でございます。

小田原委員長　新しい教育センターの組織について、何かご質問、御意見ございませんか。

水崎委員 今、御説明があった新規事業のところなのですけれども、スクールソーシャルワーカー活用事業、これは中学校を中心としてというお話だったのですけれども、今現在、小学校2校、中学校2校でスクールソーシャルワーカーの試行導入みたいなのをやっていますよね。それは今後、22年度はどうなっていくのですか。

内野指導室統括指導主事 現在、想定しているところが17校程度ということで、本年度の試行の学校も含めてということでございますので、すみません、中学校というふうに限定して書いてしまっておりますが、小学校も含めてということでございます。

水崎委員 では、中学校だけではなく、小学校、中学校の不登校と書き直してもらおうということですよ。

内野指導室統括指導主事 はい。申しわけございません。

水崎委員 今に関係しているんですけれども、この表のところ、登校支援担当という下に括弧書きで(兼スクールソーシャルワーカー事務局)となっているんですね。あえて事務局という言葉を入れないとだめなのですか。例えば、今、特別支援センターと呼んでいるところなんですけれども、そこにも臨床心理士さんとかいらっしゃいますよね。でもそこは事務局なんて呼ばないのだから、何も、登校支援担当のところは、スクールソーシャルワーカー事務局なんて、あえて入れる必要はないのではないかと思ったのですけれども、これは何か意味があって入れられたのでしょうか。

内野指導室統括指導主事 新規事業でありまして、どこに入っているのかよくわからないというようなところも出てきてはいけないなということで、登校支援を中心に、不登校を中心にスクールソーシャルワーカーを活用していくということで、来年度は、このような形に位置づけさせていただこうということでございますが、おっしゃるように、将来的には必要ないものかもしれないなと思っております。

水崎委員 今の説明は、私ちょっとよくわからないのですけれども、ここにきちんと書いてありますよね、スクールソーシャルワーカー等の巡回相談、ここに載せているのだから、あえて、事務局とつけるということは、ここにしっかり事務局というものを置くということですよ。事務局メンバーもきちっとつくるということになるのではないですか。人数が主査1名、市嘱託員3名、都嘱託員4名になっていますよね。この事務局というのはどういうように、だれがやるとかなっているのですか。

内野指導室統括指導主事 主査を中心に、都の再雇用嘱託員等が行っていくということでございます。

小田原委員長 カウンセラー 1 名というのはどこに入っているのですか。主査なの、嘱託員なの。別枠なの。

内野指導室統括指導主事 登校支援担当につきましては、市の嘱託員のうちの 1 名がカウンセラー、2 名がスクールソーシャルワーカーということでございます。

小田原委員長 この 3 名が 1 名と 2 名になるわけね。

内野指導室統括指導主事 はい、さようでございます。

小田原委員長 そうすると、事務局をやるのはだれなの。

内野指導室統括指導主事 主には主査でございますが、都の再雇用嘱託員も一翼を担ってまいります。

小田原委員長 そうすると、都の再雇用嘱託員は、校長か教員、そういうことね。

内野指導室統括指導主事 はい。

小田原委員長 そうすると、就学相談室の場合は、これ事務局はあるのですか。

内野指導室統括指導主事 事務的な仕事はもちろんございますけれども、あえて事務局という言い方はしてございません。

小田原委員長 してないけれども、そのソーシャルワーカーの事務局に当たるものは、ここにはあるの、ないの。

となると、要らないということか。

水崎委員 特別支援センターと呼ばれているところも、臨床心理士の方がいらっしゃいますよね。その方たちを取りまとめているのも、主査もいらっしゃると思うのですが、みんなでやっていく中で、事務局なんかつくってないじゃないですか。ということは登校支援だって同じですよ。

石川教育長 巡回指導で出てしまうから、本部を置いておかないとまずいという、そういう発想でしょう。相談のところはそこにいるわけだから、相談に来るから。

水崎委員 特別支援教育なんかも巡回で出ますよね、臨床心理士の方も。

石川教育長 括弧書きではなくてもいいとは思いますがね。

由井学校教育部参事 内野統括の説明にあったように、新規事業は、一つはどこが持つのかというのははっきりさせようという意図があったのだと思うのです。

一つは図書館担当、学校図書館担当というのは新規事業で、もうまさに新しく入っていますから、わかるのですが、登校支援担当のところは、今までも登校支援センターというのがあって、そこに、ここがスクールソーシャルワーカーをやるのだよというのを

はっきりしなければいけないという意味で入れたのですけれども、その事務局という言葉を入れるかどうかということに関しては、もうちょっと精査していく必要があるだろうなと。

今、都の事業も関係していますので、都の事業の中で事務局を置いて活用してくださいという話も、可能性としてあるかもしれませんが、そのところが、ちょっと今、詳細な資料がないものですから。ですから、ここに、この言葉を、事務局を入れるかどうかというのは、もうちょっと精査をしたいとは思いますが、担当としてここがやるのだよという担当は括弧書きでも入れとく必要はあるだろうなというふうに思います。

小田原委員長　事務局はどこにでもあるのだから、どうすればいいかな、スクールソーシャルワーカーというのは、日本語にすると何なの。

由井学校教育部参事　学校社会福祉士ですね。

水崎委員　あえて、担当のここに、黄色い色がついていますけれども、ここにきちんとスクールソーシャルワーカーという名称を入れとかなければいけないというのが、都から言われていることでしょうか。

由井学校教育部参事　はい。都の補助事業です。

小田原委員長　都の補助事業だから、都にわかるようにと、その意図なのだな。

由井学校教育部参事　事務局という言葉は、事務局という言葉は入れるか、入れないかは別にするのですけれども、都の活用事業、補助事業の一つですから。

水崎委員　その横の黒いひし形のところに、不登校に関する学校への支援を行う、スクールソーシャルワーカー等の巡回相談を行う、これでもよくわかるのではないですか。ちょっと細かいことを言うようすけれども。

由井学校教育部参事　わかるのですけれども。

小田原委員長　ゴシックのところはこのころの。

由井学校教育部参事　ゴシックの部分は残るといふか、例えば部屋のドアがあれば、ドアとか机のところに、担当というのはわかるわけですよ。内容を書かれていませんから。そうすると、こう書いてあれば、スクールソーシャルワーカー兼スクールソーシャルワーカー担当でも事務局でもいいのですけれども、それが入っていれば両方やっているというのはわかる。スクールソーシャルワーカーの事業をやっているところはここですよというのははっきりわかる。そういう意味です。

小田原委員長　この言葉に合わせれば、仕事としてスクールソーシャルワークというこ

とで、ワーカーというと人になるから。そうではないの。

宇都宮指導室総括指導主事　そもそも、スクールソーシャルワーカーを始めたときに、いわゆる登校支援のラインとはちょっと一線を画しているものだったので、ここに入れること自体がどうなのかというのは当初ありました。なので、兼スクールソーシャルワーカー事務局という言葉を使って、一応、登校支援と連携を図っていく中で、そこに連携支援を入れていくのですよというので兼スクールソーシャルワーカー事務局というのを入れたのです。ほかのところを考えると、全部、事務局というのが、事務担当がいて、事務局というのはセンターの庶務というのが一番下にありますけれども、ほとんどの支払いの事務とか、いわゆる事務局ですね。そこは全部、下のところでやってくれているんですけども、ここはあえて、先ほど、室長の方から説明がありました、都の事業だということもありますし、スクールソーシャルワーカーの事業そのものが、いわゆる不登校支援のものとは少し意味が違う部分もありますので、結果として不登校になるかもしれないけれども、不登校が生じている原因が不登校ラインでやっていくものと、それからスクールソーシャルワーカーでやっていくラインのものが違いますので、ちょっとその違いをはっきりするために事務局というのを入れさせていただきました。

小田原委員長　それでは、丸ポツでいくしかないのではないの。長くなるけれども。登校支援・スクールソーシャルワーカー担当、ふだんは登校支援、登校支援と呼んで、正式名称というのは、そういうふうになっていますよと、外に示すと。報告とか何とかな場合には、このゴシックの網かけの部分しか表に出てこないだろうから、そこにはスクールソーシャルワーカーというのも残るというふうにしていると。

内野指導室総括指導主事　そのようにさせていただきたいというふうに思います。ですから、場面によって、ちょっと使い分け方が違ってくるような、都に出す部分と、市民向けといいですか、そういったところで分けさせていただきたいと思います。

小田原委員長　いや、分けることはない、そのままやっていくしかないです。二重帳簿はよくないのだよ。

川上委員　どうして、ここだけスクールソーシャルワーカーに、みんなポチポチが入っているのですかね。ほかは全然入ってないですけども。今、中ポチとおっしゃったので、そうになったら、これは困るなと思って、ほかは全然、入ってないですよ。

内野指導室総括指導主事　最初の予算の中で、ちょっと黒ポチを使っていたかなという思いがあって、そういうところでそれが残ってしまいました。失礼いたしました。

小田原委員長 そのほかいかがですか、はい、どうぞ。

水崎委員 チームの名前が豊かな心育成推進チームというのもあると思うのです、一番最初に。この中で学校図書館担当、教育情報担当、科学事業推進担当。その真ん中の教育情報担当のところ、教育支援のための庶務を行うということになっているのですけれども、これはどういうことなのですか、その庶務というのは。このセンターの庶務が一番下にありますよね。豊かな心を育成推進する庶務というのはこれ何なのでしょうか。

内野指導室統括指導主事 直接、その庶務が子どもたちの豊かな心の育成にはつながらないのですが、子どもたちを育成していくために、庶務的な仕事もだれかがしなければいけないということで、学校に行ってもらったりとか、あるいは支援したものをまとめたりだとか、そういったようなものをまとめる場所が必要になってまいります。

一番下の庶務担当というのは、これはごらんのとおり主査や主任ということで、市の方たちということでございます。

研究主事というのは当市の方たちでございますので、そういった事務であったり、あるいは指導主事が、より学校に行けるようにということで、バックアップしていただくというような意味合いでございます。ですから、わかりにくくて申しわけございませんが、庶務をやったから、すぐに子どもたちの豊かな心にといい意味合いにはなりません。

小田原委員長 今のは答えではない、これはもう削除でいい。教育支援を行う、教育支援のための庶務を行うというのは、みんなどこもそうなのだから、ここだけがこんなことを言う必要ない。

川上委員 私もそうじゃない、反対側があると思って言いました。

小田原委員長 反対側。

川上委員 これを書いておかないとしないから言及しておいた。そういうふうに、ちょっと深読みですか。

小田原委員長 いや、そのとおりかもしれない。

川上委員 そうですよ、それは結構聞きますから。

小田原委員長 教育情報担当の教育支援のためというのは、何なのですか。

水崎委員 ということは、ここにある今のお話だと、教育情報担当の庶務ではなくて、学校を回ったのも含めて、いろいろなデータの集計とかという感じのこともおっしゃっていましたけれども、学校を回るところといたら、学校図書館も、登校支援も特別支援もありますよね、日本語指導も。その、その回っている方たちの回った報告ということなんです。

か、その庶務をするという、そういう意味の庶務なのですか、ちょっと今の説明がよくわからなかったの。

内野指導室統括指導主事　　そういった部分もございますし、それだけではありません。

水崎委員　　雑務という意味なのですか。そういう言葉は必要ないのですよね。

小田原委員長　　その中身、調査、集計はいい。その次の都教委訪問、要請訪問と、それから庶務、文書收受、これ何でここだけそういうことを書かなければいけないのか。仕事ではないのではないかと言ったら怒られるかな、書かなければいけない仕事ではない、この係担当として。先ほどの、川上委員の深読みの逆から言うと、都教委訪問、要請訪問となんて書いてあるということは、そうやって出かけることをしたいから書いていると。これを書かなかつたら出してもらえないと、今度の新しい館長に言われてしまうから、だから書いておこうというふうにもとれるので、これも削除、要らない、これもというの、この三つは要らない。

水崎委員　　一ついいですか。教育情報担当というのは、今まで、現在ある教育センターの調査統計担当というのと、ICT推進室、これを一緒にさせて教育情報担当というのにしたのだと思うのです。だから、それはわかるのですけれども、ちょっとさっきも、私しつこく言っているように、この庶務というのと、ALTの連絡協議会は、ここでいいのかどうなのか、ちょっとこの内容、仕事の内容がよくわからないのですけれども。

小田原委員長　　二人確保するための何とかで、仕事を入れているということなのだ。だけど、やはりまずいのではないのかな、都教委訪問を仕事として入れて、あるいは文書收受、ここだけ文書收受をしているわけではないのだから、そういうのを入れているというのはちょっとまずいのではないですか。そうすると2も要らないというふうに言われるとしたら要らないのですよ。どこかほかがやるということになるのだろう。ここはちょっと検討していただけますか。さっき(案)を取ってしまったけれども。

内野指導室統括指導主事　　都教委訪問と要請訪問等というのは、それにかかわる事務的なことが必要になってまいります。

小田原委員長　　そんなことを言ったら、施設整備課長なんかどうなるの。都教委訪問、都の要請なんていうのはしょっちゅうやらなければならないわけでしょう、それ仕事として掲げているわけですか。あえて、これを入れなければいけないということがあれば伺うけれども、そうではなくて、これをただ言っているから入れなければいけないという話だったらやめていただきたい。

内野指導室統括指導主事 わかりました。精査させていただきます。

小田原委員長 先ほどから水崎委員が言ってるように、庶務なんてことは言う必要ないでしょう。文書收受も入れることないでしょう。入れるのならば、みんなのところに入れなければいけないのではないですか。どこでも文書收受するわけですから。

川上委員 深読みもあったのですけれども、やはり伺ったことありますよ、書いてないこと、それは私の仕事ではありませんと、はっきりおっしゃる方もいらっしゃる。事実そういうこともあって、非常に残念ですけれども、やはり一つの教育センターというところで、担当だけでなく、すべてをみんながそれを担っているということ。あえてここに書き出さなければならぬのだろうと私は推察したのは、そういう事実も聞いていましたので、ですから、そういう残念な結果を出さないために、でもやはり書くのはあまりにも細かく、これもこれもと書いてないからやりませんということと言われるんだったら、やはり資質がないことになるし、そういう残念なことを招かないでほしいなというふうに思いましたけれども。だから、細かいことを一つずつここでやりますけれども、そんなことをやらないで済むような状況になってほしいです。

小田原委員長 どうなのですか、実際見ていて。ひょっとしたら、2も削ってしまえというような話になりますよ。

内野指導室統括指導主事 先ほどの文書收受というの、もちろんほかの方もやるわけなのですが、その取りまとめをやっていただくというような意味合いもございました。

小田原委員長 全部の。

内野指導室統括指導主事 全部が、それぞれがやらなければいけない部分ももちろんございますけれども、

小田原委員長 この情報担当のところの仕事として、館内のセンターの文書收受を、ここが受け持つのですよという、そういうことなの。

内野指導室統括指導主事 そういうふうになってもらいたいということはございます。それが全部というわけにいかないから。

小田原委員長 なってもらいたいでは困るのだよ。

水崎委員 でもそれは、やっているのではないですか。

例えば、学校だよりが来たとか、いろいろなあれは、その調査統計担当の方が一括して、そこで整理して、あそこに保存ということ、今やられているのではないですか。そういう意味の全体の文書の收受と、そういうことではないかと思うので、これは私はわか

るんですけれども。

石川教育長 教育情報収集と、そういうふうに言った方がわかりやすいのではない。

小田原委員長 でも、それではそういう中身が何かあるのだろうか。

それから、都教委訪問とか要請訪問とあるんだけど、陳情なの、要するに。

由井学校教育部参事 要するに情報収集に行くということなのでしょう。都教委訪問とか、要請訪問は、学校から上がってきた、都教委訪問とか要請訪問の要請書が上がってきた、それを一覧なりにして、そして都の方にその文書を上げたりとかという、そういうのをやっているのです。

石川教育長 そういうふうな論議になってしまう。

小田原委員長 何なの、それは。

由井学校教育部参事 学校との調整ですね。

小田原委員長 だからそういう話なら。

由井学校教育部参事 一番下の庶務担当というのは、もう市事務ですから、お金が伴っている、予算の伴っている国費なり都費などの予算の伴っているものに関する収受とかはもちろんここでやります。

小田原委員長 いわゆるセンターの事務局、事務一般ですよ、それはそれでいい。そういうふうには書き直して。そのスペースあるわけだから。

由井学校教育部参事 情報収集とか調整とか。

小田原委員長 いいですか。その上のところはどうか、教育支援のための庶務を行うというところですが。

由井学校教育部参事 情報収集とか調整ということで。

小田原委員長 それでよろしいですか。

水崎委員 はい。あと人材派遣担当というのがあるのですけれども、今ある教育支援人材バンクセンターですか、それだと思えるのですけれども。今度、新しく組織になったときに、例えば学校図書館も読書指導員も学校へ行きますよね、学校図書館の巡回指導もありますでしょう、そしてあと特別支援教育、そこで特別支援のサポーター、これも人材派遣になりますよね。人材派遣担当というのは、どこまでの人材を派遣するのでしょうか。

内野指導室統括指導主事 要請がありましたものに対しまして、そのリストの中から、あるいは発掘しまして、御紹介していくということがございます。ただ、今までも経験がありまして、新たに必要がないというところもございますので、すべてを人材バンクが派遣

しなければいけないという状況ではございません。

水崎委員 特別支援サポーターとか、特別支援ボランティアは、この予算配当というのは特別支援センターで今、持っていますよね。そして各学校からの要請があれば精査して配置していると思うのですけれども、そういう特別支援教育についての人材派遣というのは、今までどおり特別支援センター、今度、特別支援担当という、そこがやるのでしょうか。ちょっとその区別はどうなっているのでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 今までも特別支援サポーターを派遣するときには、人材バンクに、まず特別支援センターの方から、あそこの学校から、いないかなと言われているのだよと、人材バンクセンターに入って、人材バンクセンターで御紹介して、学校に紹介するという、そんなステップを踏んでいたのですけれども、それを今後は海野主幹の方と相談して、人材バンクの方で、学校事務局で登録してあるものも一緒に一元化管理をしたいということで、次年度、そういう事業を進めていく形にしようと思っています。

あと学校図書館の指導員の方も、本庁の指導室で単独でデータ部署としては持っているのですけれども、人材バンクセンターというのは出してないのです。それも総合して出していく。ただし、これは学校に指導員として入るというものだから、ちょっと質が違ってくるというので、どういう人材を、どういうふうで紹介できる人、できない人ということで集約していくかというのは、今後の課題になるかなと思います。

由井学校教育部参事 人材派遣担当の方は、今までの流れと同じで、教育支援人材バンクの関係の、要するにここに書いてあるコーディネーター、教育支援のコーディネーターも含めて、ボランティア関係の人材なのですね。今、統括指導主事から話していた学校図書館もそうですし、それから特別支援もそうなのですから、学校で見つければ、その方の謝金だとか、そういうのも含めて、こちらの方で担当として、庶務と一緒にやって謝金を払ってやっているわけですね。見つからないときには、ここに情報が集まっているので、この人から、特別支援のボランティアとか、そちらの方をお願いしているという、そういう関係です。

水崎委員 特別支援センターで人材を派遣しているということは、今はもうないということなのですか。

由井学校教育部参事 特別支援センターの方で学校から、この人はいいということで上がってくれば、その人に関する謝金、お金関係のことをやっています。

紹介できるような人が、今までここに行っていましたとかという情報は、ある程度わか

っていますから、そういうところで紹介もできますけれども、そういうのももちろんやっていますけれども、最終的に教育支援人材バンクに来るのは、もう全くなくなって困っているときに話が来たりとかというのはあるわけですが。教育支援人材バンクの方は、ボランティア関係のお金、ボランティア関係の人材のバンクです。

先ほど言っていた学校図書館はボランティア関係なのですが、学校図書館の指導員に集約しているのが多いですね。特別支援は謝金関係のお金に関係するところですから。扱っている内容が違ってきていると、そういう方々の人材の集約はしていますよ。

水崎委員 わかりました。

小田原委員長 よろしいですか。

先ほど案を取りましたけれども、文言修正して、それで案を消すということで、よろしくをお願いします。

お疲れさまでした。次に、もう一つ、生涯学習スポーツ部、図書館から。

中村生涯学習スポーツ部主幹 それでは、都立図書館再活用資料の受け入れについて、御報告いたします。

都立図書館が、東京都の所蔵資料1冊方針に基づき、多摩地域に関する地域資料を除籍し、再活用資料として払い下げを行うことを決め、受け入れ先を探していましたので、八王子市が一括して多摩地域資料を受け入れ、東京都との間で無償譲渡契約を交わすことになりましたので報告をするものでございます。

都立図書館から受け入れる資料数については、報告書の資料では約2万4,000点ありますが、東京都から連絡があり、図書資料2万4,364冊と雑誌7タイトルというふうに確定いたしました。

受け入れを行う資料は、都立図書館が地域資料として長い時間をかけ収集してきました多摩地域に関する資料であり、郷土や地域について書かれたものが大半を占めています。主な資料としましては、八王子市で所蔵していない大正10年に刊行されました、「八王子を中心とせる郷土偉人伝」初版本や、昭和9年に刊行されました「八王子織物史」初版本などがあります。また、ふだん記運動で自分史を全国に広めました、八王子市出身の橋本義夫さんが書かれた「多摩奇人伝1」や、大正12年に刊行されました「東京府西多摩郡会史」など、多摩地域のどの自治体も所蔵していない貴重な資料も多数含まれております。

受け入れに至る経緯につきましては、報告資料の3に記載されておりますが、平成21

年10月9日に、東京都から除籍予定の資料を再活用資料として希望する自治体があれば提供する旨の通知が届いたことが発端となっております。通知を受け多摩地域の図書館長協議会で何度も議論を重ね、多摩地域に住む住民にとって大切な地域資料を一括して受け入れ、地域住民に引き続き提供できる仕組みを検討してきましたが、よい解決策が見つからず、別添の読売新聞に『多摩の本・資料一括保存を』と大きく記事として取り上げられてもいます。

八王子市で所蔵していない八王子市や多摩地域に関する貴重な資料が多数含まれ、しかも多摩地域の図書館がどこも所蔵していない本も多いことから、かけがえのない地域資料の散逸を防ぎ、八王子市の蔵書の充実を図るよい機会ととらえ、八王子市が受け入れを表明し、3月1日付で東京都から八王子市へ資料を移管する旨の決定通知をいただいております。

今後の予定としましては、あす3月24日付で、東京都知事と八王子市長との間で多摩地域資料無償譲渡契約を締結する予定であります。

八王子市が受け入れる地域資料につきましては、あす3月24日に東京都が移管にかかる梱包・搬送費用を全額負担し、八王子市中央図書館に搬送を予定しております。

受け入れました資料につきましては、当面の間は中央図書館にて所蔵閲覧する予定ですが、将来的には多摩地域郷土資料専門分室などの設置も検討していきたいと考えております。報告は以上です。

小田原委員長 図書館からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 受け入れの資料は相当古いものだと思うのですが、そのままの形で所蔵しておいて大丈夫なのか、それとも何かこれから手をかけていく必要があるのか、どうなのでしょう。

中村生涯学習スポーツ部主幹 基本的には、中性紙でできていないものもありますけれども、そのまま手をさわらず、図書館のバーコードラベルを張って、管理上のラベルは張りますけれども、それ以上のことをする予定は、今のところありません。

小田原委員長 これ大丈夫です、普通の本ですね。

そのほかいかがですか。八王子で一括受け入れというのは非常にいいことだと思います。都立図書館に、この間、お伺いしたら、八王子市の図書館から研修に来て、古書の保存を勉強したりして、八王子市の古書も、そういう形で修正保存するというようなことをやっ

ているということで、非常に喜んでいましたので、このまま、東京都のためだけではなくて、多摩の資料を八王子市で受け入れるということは、いいことだと思います。

そのかわり八王子市で出している、例えば郷土資料館から出している、今日いただいたような本だとか、意外と八王子市のコーナーにはないのですよね。送ってくださいというようなことも言われていましたので、ぜひ、地域の方、見に来た人たちが、八王子はこんなものを出しているのかといったことがわかるように、いろいろ考えてやってください。

では、図書館の方はよろしいですか。

それでは、予定した時間を超過しましたけれども、以上で報告が終わりますが、そのほか何か報告することがございますか。

石垣学校教育部長　　ございません。

小田原委員長　　ということです。委員の方から。

水崎委員　　4月から定例会の時間が変更になるということがありますので、傍聴の方も恐らく予定を立てたいと思うので、早目にホームページの方に出していただいた方がいいのではないかと思います。来年度の日程のお知らせを早目に出してほしいという、そういうことです。

後藤教育総務課主査　　はい。すぐホームページの方には載せます。

小田原委員長　　連休を動かすという話も気になって、教育委員会としても考えなければいけないと思うのです。全国小学校長会は反対の意向を示しているのだけれども、あれがそのままでもいいのか、ちょっと気になるところですよね。それまた、いずれ時間のあるときにお諮りしたいと思います。

それでは、予定された日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【午後5時26分閉会】